

官報 号外

平成五年六月十一日

○第二百二十六回 参議院會議録第二十四号

平成五年六月十一日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十四号

平成五年六月十一日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(平成三年度決算の概要について)

第二 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づき平成四年度年次報告及び平成五年度農業施策、林業基本法に基づき平成四年度年次報告及び平成五年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づき平成四年度年次報告及び平成五年度沿岸漁業等の施策について)

第三 精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) 会議を開くに先立ち、御報告申し上げます。

去る九日、皇太子殿下の結婚の儀に当たり、議長は、皇居において天皇陛下並びに皇太子殿下にお目にかかり、さきに本院が慶賀の意を表するため議決した賀詞を奉呈いたしました。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、公正取引委員会委員に植松敏君及び佐藤勲平君を、

土地鑑定委員会委員に新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中嶋計廣君、中村清君及び横須賀博君を、

中央更生保護審査会委員長に石原一彦君を、また、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、公正取引委員会委員、土地鑑定委員会委員のうち新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中村清君及び横須賀博君並びに中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することと決しました。

次に、土地鑑定委員会委員のうち中嶋計廣君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することと決しました。

次に、中央更生保護審査会委員長の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することと決しました。

次に、公正取引委員会委員、土地鑑定委員会委員のうち新井清光君、枝村利一君、川井健君、高橋敏君、中村清君及び横須賀博君並びに中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

円余に比べて二兆三千七百七十億円の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額九千三百九億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は一兆四千四百六十一億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額七兆六千三百三十四億円余に、平成二年度からの繰越額八千四百六十六億円余を加えた歳出予算現額七十一兆四千六百一億円余に對しまして、支出済み歳出額は七兆五千四百七十一億円余でありまして、その差額九千二百二十九億円のうち、平成四年度に繰り越しました額は七千六百九十一億円余となっており、不用となりました額は千四百三十七億円余となっております。

次に、予備費であります。平成三年度一般会計における予備費の予算額は千五百億円であり、その使用額は千四百四十五億円であります。

次に、平成三年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いたいと存じます。

次に、平成三年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への取納済み額は六十五兆三千九百七十九億円であります。この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は六十五兆三千八百八十七億円でありますので、差し引き九十一億円の歳入が平成三年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成三年度の政府関係機関の決算の内容につきましましては、それぞれの決算書によつて御了承願いたいと存じます。

以上が平成三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書等の概要であります。

平成五年六月十一日 参議院會議録第二十四号
概要について)

何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。
(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。会田長栄君。

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました平成三年度決算及び当面する諸問題につきまして、総理並びに関係各大臣に質問いたします。

ただいま大蔵大臣から平成三年度の決算について概要説明をお聞きしました。その印象を率直に申し上げますと、一般会計、特別会計等の数字の説明に終始しているということであり、決算でありますから数字が大切であるということは当然であります。しかし、既に三年度の決算書は国会に提出されており、その数字は知り得る立場にあります。私がここでお聞きしたかったことは、予算執行の結果である決算に対する評価、財政運営、経済運営等に対する政府自身の評価を含めた説明であります。予算については、総理の施政方針演説に続いて大蔵大臣の財政演説の中で、新年度の財政金融政策の基本的考え方、予算の大綱、重点事項の説明がありますが、決算については先ほどのような数字を中心とした簡単な説明であります。

そこで、まず総理、大蔵大臣から、三年度決算にあらわれた我が国の財政運営、経済運営等に対する政府自身の総合的評価を示していただきたいということであり、今後の決算の審議に当たっては、予算執行の評価を含めたわか

りやすい決算の説明と資料の提出について各省庁を指導していただきたいということでございますが、いかがでございますか、お答え願います。

次の質問は、決算の次期予算編成への反映という問題であります。

決算及び決算審議の意義ということについて、歴代の総理大臣、大蔵大臣から所見を聞かせていただきました。また、会議録も読ませていただきました。しかし、この問題を抽象的に理念的に語っても余り意味のないことでもあります。要は、予算執行の結果である決算というものがまず最初に政府の予算編成に生かされてこそ意味を持つものであります。そこで、伺いますが、決算を評価し次の予算編成に生かす政府内のシステムはどのようになっているのか、具体的手順を含めて御説明願いたいと思います。

三年度決算は政府段階では昨年十月に確定しておりますが、これを政府はどのように評価し、その結果を五年度の予算編成にどう生かしたのか。また、この関連で伺いますが、三年度決算検査報告は昨年十二月検査院から内閣に送付されておりますが、そこでの指摘事項は本年度の予算編成に反映されておりますか。あれば、誠実に素直に、具体的に例を示していただきたいと思ひます。

さて、三年度の決算を私なりに眺めてみますと、先進国の間でも極めて異常な土地、株の暴騰を招いたバブルの責任、またその後始末が適切でなかったのではと評価せざるを得ないのであります。

平成三年三月期には企業収益の面でバブル崩壊の影響が顕著にあらわれており、また三月の景気動向指数はともに五〇%割れを示し、在庫指数に

も変動を来しております。そして、三年度に入るに日増しに景気の先行きを心配する国民の声がふえてきていることを見逃すことはできません。しかし、政府は、バブル景気が戦後最長を記録したイザナギ景気を越えることにこだわってか、十月になっても、景気は減速しながらも引き続き拡大と経済報告をしていたのであります。さすがに政府も翌年一月には事態の深刻さに気づき、調整過程入りと認めた上で、緊急経済対策を打ち出したのが三月三十一日であります。

しかし、三年度の法人税収は補正での一兆八千億円の大幅減額にもかかわらずさらに八千六百億円も減収となつていふことに象徴されるように、三年度の政府の景況判断は極めて甘く、機動的な財政運営、経済運営を怠つたと言わざるを得ず、その後の景気の調整過程を深刻化、長期化させた原因ともなっておりますが、総理の所見をお伺いしたいわけであり、

三年度の税収は当初見積もりに対して約二兆円もの減収であり、補正による公債発行の増額と多額の税外収入に支えられて歳入欠陥こそ免れていますが、大幅な税収欠陥の決算でありました。ところで、四年度の歳入実績、特に税収の実績予測はいかがでしょう。既に三月期の法人税納付期限である五月末は過ぎており、概算集計及び聞き取り調査からその見通しを報告できる状況と思ひますのでお伺いいたします。

一説によれば三兆円近い歳入欠陥が生じるとも言われておりますが、決算調整資金は現在ゼロであります。決算調整資金に剰余金を繰り入れるべしとの我々の主張に対し耳をかさず、バブル期における多額の自然増収を、与党の総選挙対策も兼ね

ねて元年度補正予算で一気に十個もの資金、基金を新設したのを初め、その後もばらまきの財政運営に自然増収を充てた政府・与党の責任は重いと云わざるを得ません。四年度歳入欠陥が確定視される状況の中で、宮澤総理、これまでの政府の財政運営に対する所見と反省を率直に伺いたいと思ひます。

決算調整資金に一円の残もなく、国債整理基金から借りて来年度返せばいいという例外的措置に全面的に頼つて同資金をトンネル機関とした一般会計への歳入組み入れは、決算調整資金制度を創設した趣旨からいって許されるでありましょうか。この点についてもどのようにお考えになつていか見解をお伺いしたいと思います。

次に、三年度決算、政府施策にあらわれた特徴的な点についてお伺いいたします。

今から二年前、大手都市銀行を舞台にした不祥事が次々に発覚し、また証券各社による損失補てんも明らかとなりました。これは証券・金融史上未曾有の事件であつたわけですが、その後の法改正を含む再発防止策は効果を上げていふのでありましようか。最近の証券会社の数々の不祥事を見ますと、約束された体質改善が進んでおらず、証券界と証券市場に対する国民の不信は強いものがあります。また、バブルの結果、我が国の金融システムに対する不安、信頼の揺らぎというものが見られますが、この点もあわせて政府の施策と大蔵大臣の所見をいただきたいと思ひます。

次は、高齢者保健福祉推進十カ年戦略の推進状況についてであります。

十カ年戦略のうち在宅福祉及び施設の緊急整備の二カ年間の実績を見ますと、ケアハウス、在宅

介護支援センター、老人保健施設、デイサービスセンター等に大幅なおくれが目立っております。ゴールドプランは消費税導入の際の政府の公約でもあったわけで、計画初期段階のおくれを今後どのように回復していくのか、総理、厚生大臣から責任ある答弁をいただきたいと思っております。

次に、国有林野事業について伺います。

国有林野事業は、五十三年に制定された特別措置法に基づき改善計画が策定され、また数回にわたり見直しを行い、三年七月には新たな改善計画がスタートしました。昨年六月の地球サミットでは地球環境保全にとって森林の保全が重要であることが世界の共通の認識となりました。我が国の森林も世界の森林の一翼を担っており、特に我が国の森林・林業の中核的存在である国有林野事業は森林の公益的機能の発揮を強く求められているものであります。本年一月の「森林とみどりに関する世論調査」では八二・二％の人が、経済効率よりも国土保全、災害防止などの役割を重視して森林を整備すべきと答えており、森林の持つ環境保全などの公益機能を重視する声が圧倒的であります。

政府は、国民の貴重な財産である森林と緑を子々孫々に引き継ぐためにも、国有林野事業を経済効率に立った考えから、環境、国土保全、水資源など公益性重視の考えに大転換すべきと考えますが、総理並びに農林水産大臣の所見をお伺いしたいと思います。

最後になります。決算の提出時期であります。同僚議員の皆さんと政府にここで訴えたいと思っております。

参議院は常会の一月召集を衆議院に先駆けて提

平成五年六月十一日 参議院会議録第二十四号

唱し、三年九月、国会改革の一つとして実現を見ただけであります。しかし、この結果、例年十二月に提出されていた決算は約一カ月おくれとなつてしまいました。国会では過去幾度か決算の早期提出の問題が取り上げられてきましたが、実現を見ないばかりか、これでは逆行する事態となっております。昨年、宮澤総理からは、決算を常会以前に提出することを財政法は別に禁じていないとの解釈をいただき、また決算作成事務の促進についても約束いただきました。あとは国会側の問題と政府の決断であります。国会一月召集の陰に残されたこの問題を参議院改革の中で議論いただき、決算の早期提出により次期予算編成前の決算審議が実現しますよう議場の皆さんに心から訴えるわけであります。

なお、この問題に対する内閣の所見をお聞きして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初のお尋ねは、過ぐる平成三年度の我が国の経済をどのように回顧するかということでございますが、概括して申し上げますと、個人消費そのものは比較的堅調でございましたが、住宅投資が減少傾向に入りました。また、設備投資も長年二けたの投資がございました後を受けて低下を始めて、それまでやや過熱さみであったかなり高い成長から減速しつつあった、こういうふうな判断をいたします。したがって、当初予算では財政改革の強力な推進を図り国債発行額をできる限り縮減したわけであります。また、年度途中において税収が当初見込みよりも比べて大幅に減収になるという見込みが生じましたので、建設公債の発行を追加するなど

厳しい財政運営をすることになったわけでございます。

経済運営については、物価の安定を基礎として、内需を中心とした景気の持続的拡大を図ることに努めてまいりました。先ほど申しましたように、しかし住宅投資あるいは設備投資の伸びが鈍化したまま、平成四年度予算編成に当たりましては景気に配慮をするとともに、平成四年の三月に御指摘のような緊急経済対策を決定したわけでございます。

平成四年に入りますと、循環的な要因のほかにバブル経済の崩壊に伴う資産価格の下落の影響もありまして厳しい状況に直面した我が国の経済の状況に対応するため、昨年、平成四年の八月に総合経済対策を決定いたしました。また、先般御審議をいただきました平成五年度予算も景気に配慮して編成をいたしましたところであります。が、その上で実は景気の動向がなお断片的な点があると考へましたので、先般総合的な経済対策をあらわして決定いたしました。こういう経緯でございまして、この間かなり経済の動きが曲折をいたしました。それに対して十分な予知と対応とがなかなかタイムリーにできなかったといううらみは率直に申し上げなければなりません。先般総合経済対策をいたしました今の段階で、今後、公共投資の拡大と回復の動きが続いておりますことと住宅投資が高水準にあるということが景気を支えておりまして、これから徐々に内需を中心とする成長経路へ移行していくものと、またそうさせていきたいと考えておるわけでございます。

それから、平成四年度の決算につきましてお尋

ねがありまして、この平成四年度、毎年そうでございますが、過ぎました年度の税収は五月に納付をされます三月期の決算法人の法人税の税収が非常に大きく左右をいたします。それがまだはっきりわかっておりませんので、これによりまして非常に大きく影響がある、したがってこれほどまでに正確に申し上げることができませんが、御指摘のようにかなりの歳入欠陥が出るということはない、まだ予想しなければならぬと思っております。他方で税外収入が多少ございまして歳出入用をどれだけ立てられるかということがこれからの問題でございますので、決算全体の姿をただいま申し上げることがまだできません。

他方、財政の現状でございますが、国債残高は今年度末には百八十四兆円になると思われます。巨額の国債費が政策的な経費を大変に圧迫しているというような現状でございますので、そういう構造的な厳しさをできるだけ早く直していきたいと思います。また、後世代に多大の負担を残すことがないようにということから、予算の運営、編成に際しましてはいわゆる優先順位の厳しい選択を行いつつ財政改革を強力に進めていかなければならぬというのが現状でございます。

そういう中で決算調整資金のお話でございます。これはこれはごもっともなことでありまして、先ほど申しましたように四年度決算の数字がまだ確定するのに時間がかかりましたために確定したことは申し上げられないわけですが、いずれにいたしましても決算調整資金を利用せざるを得ないと思っております。

法律にございますように、決算調整資金法は調整資金の残高が足りません場合に国債整理基金か

ら繰り入れをすることができるといふことになつておりまして、恐らく平成四年度の決算対策としては決算調整資金へ国債整理基金から繰り入れをするといふことにならざるを得ないと考えておりますけれども、その金額につきましては、先ほど申し上げましたように決算額不足の数字と税外収入等々の動向が決まりませんのでたまたま計数的には申し上げかねる段階でございます。

それから、高齢者保健福祉推進十カ年戦略、いわゆるゴールドプランについてお話がございました、私は大体としては年次計画が順調に進んでおると思っております。また、財政は非常に困難でございましてけれどもこの年次計画はしっかりやっております。最重要課題であると認識をいたしております。

国営林野につきまして、今後ともその重要な使命を十全に果たしていくため、平成三年七月に国営林野事業の改善に関する計画を策定いたしました、それに則しまして経営改善対策に鋭意取り組んでまいります。

それから、決算を国会にもっと早く提出すべきであるといふことは、もとよりなるべく早くすることは望ましいことと考えておりまして、実はできるだけの努力をいたしておるところでございますけれども、今後とも引き続き努力をいたしてまいります。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣林義郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(林義郎君) 会田議員の御質問にお答えいたします。

私に対する御質問ということの中で総理の答弁

と重複したところがございまして。最初に、三年度決算にあらわれた我が国の財政運営、経済運営に対する政府自身の総合的な評価はどうかという御質問がありました。この点につきましては総理から詳細に御答弁申しましたので、私から重複して申し上げるのは失礼だと思っておりますので省略させていただきます。

また、四年度の歳入実績、税収実績の予測はどうか、この点につきましても総理から詳細に御答弁いただきましたので省略させていただきます。

そのほかにもございました問題がたくさんございまして、それにつきまして御答弁をいたしたいと思っております。

わかりやすい決算の説明、資料の提出について各省を指導すべきではないか、こういうこととございまして、決算につきましては収入支出の実績を示すものでありまして、財政法の規定によって一定の形式によって整理、計算、記録したものでございまして、決算の作成に当たりましては歳入歳出予算と同一の区分により作成しているところでありまして、予算の執行結果を国民や国会がわかりやすいように、収入については増減理由、支出については不用額の生じた理由等についてできるだけ明らかにしているところでございます。その状況をわかりやすくするために補足資料として「決算の説明」を作成し、可能な限り、事業執行箇所、主要な長期計画の実施状況や決算等についての説明を取り入れられているところであります。いろいろな点、必要に応じて参考資料の工夫等によりできる限りの努力を払ってまいりたいと思っております。

次に、決算を評価し次の予算編成に生かす政府内のシステムは具体的にどうなっているかということとございまして、これまでも予算執行の状況や決算については十分にこれを踏まえまして予算編成を行うように努めてきておるところでございます。従来から予算の適正かつ効率的な執行についてはその執行を行う各省各庁に対して各般の指導、要請を行っておるところでございます。

会計検査院が、予算が適正かつ効率的な執行をされているかどうか、また事業が所期の目的を達成しているかどうかについて検査をしていることは御承知のとおりでございますが、この結果は検査報告として国会に提出されているところであります。大蔵省といたしまして、会計検査院の指摘事項のうち予算編成に関する事項につきましては会計検査院と意見交換を行うなど、各年度の予算編成におきましてその趣旨を適切に踏まえて予算編成を行っているところでございます。今後とも決算が予算編成に適切に反映されるように引き続き努力をまいりたいと思っております。

次の問題は、三年度の決算をどのように評価し、五年度の予算編成にどのように生かしたのか、また会計検査院の指摘事項につきましては五年度の予算編成に具体的に反映されているのかどうかという御質問でございますが、今申しましたように予算の執行につきましては執行を行う関係各省の責任においてその適正かつ効率的な執行が図られるべきものでありますけれども、会計検査院より平成三年度決算において指摘事項がありました。このことはまことに遺憾なことでありまして、今後とも、検査報告、指摘事項等につきま

てはその趣旨を踏まえまして予算編成に当たりたいと考えております。

次に、証券会社の不祥事件でございますが、果たして効果が上がってきたのか、また体質改善が進んでいないのか、どういふふうな形で国民に対して証券界と証券市場に対する不信感を除くのか、こういうこととございまして。

一連の証券不祥事等がありました。これの再発を防止するために、我が国証券市場に対する国内外の信用を回復するために、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んできたところであります。既に損失補てんの禁止を定めた法律改正は国会で承認をいただきましたし、証券取引等監視委員会の設置などの諸施策もとってきたところでございます。証券市場に対する国民の信頼回復は我が国経済の発展にとりまして極めて重要なことであると認識しております。これまでの諸施策を着実に実施してまいり所存でございます。

次の問題は、バブルの結果我が国の金融システムに対する不安、信頼の揺らぎが見られるけれども、政府は一体どういふことをやってきたか、こういう御質問でございます。

バブル経済の崩壊に伴う株価と不動産価格の大幅な下落に伴いまして、我が国金融機関は極めて厳しい状況に直面していることは事実でございます。このような中で、金融システムの安定と資金の円滑な供給のために金融機関が引き続き総力を挙げて取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。既に共同債権買取機構を設立いたしました。五年三半期には約六千八百億円の不良債権の買取りを実行いたしましたし、また住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題

の処理につきましても関係者の努力によりまして着実に問題の解決を図ってきておるところでございます。

このように金融システムの安定性の確保のための施策は逐次具体化、実行されておりますが、特に私が申し上げたいのは、やはり金融機関が自律性を持ってやることである、融資対応能力を確保するということが必要である、新たな自己資本充実策もやはり着実にやっていかなければならないという指導をしておるところでございます。

こうした形で漸次国民の不安感は解消されつつあると考えますが、問題解決にはまだ相当の期間にわたる厳しい対応努力が必要であると考えておりますし、金融機関の自主努力を基本としながら、国民の信頼がいささかも損なうことのないように今後とも最善の努力を傾けていく決心でございます。(拍手)

〔国務大臣丹羽雄哉君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽雄哉君) 私に對しましては、高齢者保健福祉推進十カ年戦略の進捗状況についてのお尋ねでございますが、総理からただいま御答弁がございましたように、全体としておおむね順調に進んでおりますが、新しくつくられました在宅介護支援センターやケアハウスなどについては、御指摘のとおりまだ十分になじみがないというところもありまして必ずしも期待どおりに進んでおりません。このため、従来の福祉法人に加えまして財団法人、医療法人などの事業主体の拡大、施設の小規模化などさまざまな工夫を行っておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後ともそれぞれの施策について地域の実情に応じた工夫を行い、目

標の実現に全力を傾けていく決意でございます。(拍手)

〔国務大臣田名部匡省君登壇、拍手〕

○国務大臣(田名部匡省君) 会田議員の国有林野事業に関するお尋ねにお答え申し上げます。

国有林野事業は、我が国の森林面積の三割を占める国有林野の管理経営を通じて、林産物の計画的、持続的な供給はもとより、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成などの公益的機能の発揮や農山村地域振興への寄与など重要な使命を担っておるわけでありまして。今後とも、これらの使命を十全に果たしていくために、平成三年七月に策定した国有林野事業の改善に関する計画に則して自主的改善努力を尽くすとともに、所要の財源措置を講じ国有林野事業の経営改善に努めてまいる考えであります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 山下栄一君。

〔山下栄一君登壇、拍手〕

○山下栄一君 私、ただいま議題となりました平成三年度決算の概要につきまして、公明党・国民会議を代表して、総理並びに関係各大臣に質問いたします。

議題に入る前に、このたびの皇太子殿下、雅子様のお結婚が滞りなくとり行われましたことにつきまして、謹んでお祝い申し上げます。(拍手)

さて、昭和六十一年度決算以来、参議院においては決算は是認されない状況が続いておりますが、昨年、宮澤総理は平成元年度決算採決の折、否認を受けた理由、原因について十分に反省し、同じ過ちを繰り返さない旨答弁されておりますが、具体的に何をどう改善されたのか、まず明らか

かにされたいのであります。

また、決算審査の結果は次の予算編成に反映されなければなりません。決算の提出時期を早めることが肝要であると思いますが、総理の御所見をお伺いいたします。

次に、会計検査院の平成三年度決算検査報告において指摘されている事項に関してお尋ねいたします。

まず、新農業構造改善事業等による施設の設置と運営に関する指摘であります。補助事業で設置した収益型施設の中に、事業計画が極めてずさんなため、また事業実施後の収支報告のチェックを農水省が全くしていないため多額の赤字を生じさせているというものです。

次に、水田農業確立特別交付金について、交付を受ける側の市町村が事業の趣旨を理解していなかった、また必要な事業が見当たらなかった等の理由で多額の交付金が未使用となっているなどの考えられない実態が指摘されております。とかく農業補助金については非効率的であるという批判がありますが、この指摘を契機として効率化を図らなければ納税者に対する責任を果たし得ないというところもまた事実であります。政府はこの会計検査院の指摘に對しどのような対応策をとろうとしているのか。また、農業補助金全般について見直しを行うべきだと考えますが、総理並びに農林水産大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、国民年金の未納保険料が多額に上っている事態についても指摘されております。ここで指摘された保険料未納者二万三千人余りはどちらかといえば所得の多い人たちであり、会計検査院幹部が指摘しているように、国民年金保険料は払わ

ないが民間の個人年金に入っているという人たちが多いと思われるのであります。最近の報道によれば、国民年金加入者のうち実に八人に一人に当たる約二百三十万人の人が保険料を滞納し、さらに未加入者が二百万人から五百万人いると言われております。納付督促を強化することは当然であります。同時に、国民年金制度の信頼性を高め、国民年金に加入し保険料を支払おうとするインセンティブを高めるような制度の改正が必要と考えますが、こうした事態に至った原因と今後の対応策について厚生大臣の御見解を伺いたいの

であります。

我が国の政府開発援助の拡大に伴ってODAに對する会計検査の必要性が叫ばれ、会計検査の実施を援助の条件とすべきとの意見もありますが、そうした行為は相手国の内政干渉に当たるとおもわれます。そこで、援助対象国の会計検査技術の向上のため国際的な会計検査の研修センターを先進国の出資によって設立し、我が国も財政援助を行い検査技術のノウハウも提供するといったことが考えられると思いますが、いかがでしようか。

さらに、ODAの根本的な問題として、国民にとっても相手国にとっても極めてわかりにくい実態を改めるべく、ODA理念の法制化、関係十八省庁の一元化、そして国会報告の義務づけなどを盛り込んだODA基本法が既に野党四会派によって参議院に提出されておりますが、ODA基本法の制定についてあわせて総理の御所見をいただきたいのであります。

さて、長引く景気低迷の影響で、平成四年度税収は補正後の政府見積もりと比べ三兆円を超す大

幅な減額になると報道されております。この税収不足は当初予算と比較すると実に八兆円余りの大規模なものとなりますが、これほどの見直しは、補正後、そして当初予算比のいずれをとっても過去最大であり、政府の責任はまことに重大であると言わざるを得ません。この結果、昭和五十六年度決算以来十一年ぶりの歳入欠陥となり、決算調整資金制度が活用されることになりましたが、今回のように早くから税収不足が予想されていた場合には三月の段階で第二次補正を組んでしかるべきであり、これをしなかったのは赤字国債を出さなないがための財政の帳じり合わせであり、決算調整資金の安易な使用と言わざるを得ません。平成四年度の歳入欠陥の見直しとこうした事態を招いた政府の責任について、総理並びに大蔵大臣にそれぞれ明確な答弁を求めます。

次に、当面する緊急課題について若干お尋ねいたします。

まず、総選挙後のカンボジア情勢はシアヌーク殿下の国民政府構想を軸に揺れ動いていますが、政府はシアヌーク殿下の構想がどのように展開すると見ているのか、また、新憲法の制定、新政権の樹立というバリと平協定に定める和平プロセスと殿下の構想との関係についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

さらに、新生カンボジア発足のため我が国は積極的な外交努力を展開すべきと考えますが、カンボジア復興国際委員会の議長国としてのどのような支援策を講じていくつもりか。特にプノンペン政権の極度の財政不安が新たな治安悪化につながるおそれも指摘されておりますが、政府はUNTACを通じて緊急支援を行う考えはないか、それ

ぞれ明快にお答えいただきたいと思っております。

七月七日から東京で開かれる先進国首脳会議については、我が国が議長国としての重要なホスト役であると同時に、長引く世界不況脱出への処方せんを積極的に提示すべき立場にあります。突出した貿易黒字については米国の新経済協議の枠組み提案の中で我が国の経常黒字の半減を求めるなど、サミットを取り巻く環境は極めて厳しいと予想されますが、サミットに臨む総理の決意をお示し願いたいのであります。

また、アメリカ国連大使が国連改革の一環として日独の国連安保理の常任理事国入りを提言することが明らかとなりましたが、こうした動きを総理はどう受けとめておられるかお聞かせ願いたいのであります。

さらに、サミットにおいて我が国は引き続き内需拡大の努力を表明すべきだと考えますが、総理の言われる抜本税制改革のうち所得税減税だけは前倒しして、この際先進国首脳会議を契機に説得力ある具体策としてサミット減税を提案、実施されるおつもりはないか、あわせて総理の見解を賜りたいのであります。

最後に、今国会の最大のテーマは言うまでもなく政治改革であります。

野党は連用制で一本化し、既に党議決定を経て法制化の作業に入っておりますが、会期末まであと九日と迫る中、自民党は一向に結論が見えない状況でございます。宮澤総理はかねてより政治改革は今国会で必ず実現すると繰り返し述べてまいりましたが、与党の取り組みを見る限り、党利党略、個別個略以外の何物でもなく、政治改革を求める国民の期待にこたえようとする熱意は全く見

られません。

宮澤総理は今こそ政治生命をかけて与野党合意を実現し、会期延長をしても断じて政治改革を遂行すべきと訴えたいのであります。宮澤総理の確固たる御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 最初に、平成元年度決算の指摘事項をどのように改善したかというお尋ねでございますので、幾つかの具体的なことをお答え申し上げます。

まず、国営木曽岬干拓事業に係る問題につきましては、事業主体である農林水産省からの要請を受けて去る平成五年五月六日に、愛知、三重両県知事により早期解決に向けての合意がなされたところであります。両県の協議を踏まえ、国としても本件の早期解決に最大限努力をしてまいります。

次に、集荷手数料等の算定根拠、予約概算金払いの妥当性でございますが、食糧管理費用のうち集荷手数料については、集荷のための事務経費について人件費、物価の変動等を考慮して適正に定めているところであります。また予約概算金制度については、国民の必要とする数量の米の確保を容易にする上で必要であると考えておりますので、このような支出は適正なものと思っております。

それから、刑務所における作業賃金金の引き上げの問題であります。これは労働の対価ではございませぬけれども、一面、収容された人の釈放直後の生活資金としては役立つという面もございまして、例年物価上昇等を考慮しその額の引き上げを図っている、こういう趣旨でございます。

それから、損失補てん問題であります。損失補てんにつきましては、損失補てんの禁止等の証券取引法の改正あるいは証券取引等監視委員会の設置などが実現をいたしました。法制上、行政上の総合的な対策にその後今日まで鋭意取り組んでいるところであります。証券市場に対する国民の信頼を回復するため一生懸命に施策を進めてまいりる必要がございます。そういう所存でございます。

それから、決算の早期提出は、早ければことにそれが望ましいこととございますので、政府としてもできるだけ早目に心がけております。今後とも十分努力をいたしますが、決算作成には相当の日数が必要であるということについても御理解を賜りたいと存じます。

それから、農業補助金全般についての見直しでございますが、生産性の向上あるいは農村の活性化を推進する上で大きな役割を果たしておると考えておりますので、効率的かつ適正に執行をいたしたい。従来から必要に応じて補助の内容は見直ししております。また、執行に当たりましても適切に行われますように努力しておりますが、御指摘の点を十分今後とも努力をいたします。

それから、ODAの関連で援助対象国の会計検査技術の向上のための研修等々についてのお話がありまして、それはごもっともなことだと思っております。

我が国が途上国の会計検査技術の向上に支援を行うことは途上国そのものの健全な財政制度の発展のために有意義でございますから、既にこれまでもこの分野で、途上国の会計検査院に対する専門家の派遣あるいは途上国からの研修員の受け入

れ等のいわゆる技術協力を実施しております。これはごもっともな御指摘でございますので、今後とも可能な協力を実施してまいります。

それから、ODAにつきましては基本法の制定云々でございましたが、我が国にとりましてODAは国際貢献の重要な柱であります。内外の理解と支持を得るため国際情勢の変化に的確に対応していくという観点から、昨年、政府開発援助大綱という閣議決定をいたしました。それによりまして援助の理念あるいは援助についての基本姿勢を明らかにいたしました。また、援助は透明でなければならぬという観点から、このたび新たにODAの実施状況を包括的に取りまとめた報告書を作成いたしました。そして国会へ配付をいたしております。実施体制につきましても関係各省庁間の連携の強化に努めておりまして、かなり整備されてまいったものと思っております。

したがって、御指摘のような内容を含みます援助基本法の制定ということ、私どもはこの政府開発援助大綱によってその目的を達しておると考えておりまして、効果的、効率的な援助実施のためにはこの大綱の実施についてなお工夫を重ねることがいいのではないかと、いふふうに考えておるところでございます。

それから、平成四年度の歳入欠陥のことでございます。

先ほどお答えを申し上げましたが、ただいまの段階でどれだけの歳入欠陥が出るかということはまだ確定をいたしかねておりますが、減額補正後相当大きな歳入欠陥が出ることは残念ながらもう明らかだと思っております。どうしてそういうことがあるのかということはどうもまことにお答えし

たい問題でございますが、ベストを尽くしましてもなかなか予想したい要因がございまして、経済の動向等を十分に把握し得なかつたということについてはこれは正直にそう申し上げざるを得ません。なおしばらく決算が確定をいたしませんので今後の税収動向をさらに注視してまいりたいと思っております。

それから、シアヌーク殿下の国民政府構想についてお尋ねがありました。去る六月三日にシアヌークさんがカンボジア国民政府樹立構想というものを発表されました。パリ協定のもとで新憲法が制定され新政府が成立するまでの暫定期における体制というふうに私も受け取りまして、それも一つの道であるとしてこれを支持することを明らかにいたしました。この構想は翌日一たん撤回されたということになっております。他方で、ラナリット殿下がフノンペンに帰つてこられました。

したがって、大観いたしますと、カンボジアの当事者間では引き続きこの選挙の結果を踏まえまして制憲議会に向けての調整努力が続けられていくというふうに理解をいたしております。制憲議会が十四日には発足をするということでございます。我が国としては、その安定的な政治環境のもとで、いわば事実上初めて、二度目でございますが二十数年前でございますので、多くのカンボジアの人にとっては初めての選挙というものを大切な背景にいたしまして今後の和平プロセスが円滑に進みますように、シアヌークさん及びUNTACの努力を全面的に支持してまいりたいと思っております。

ために、経済的、社会的な安定を確保するために復旧復興に取り組んでいくことが最重要でございますが、昨年六月に我が国ではカンボジア復興閣僚会議というものを国際的に呼びかけまして、その中で我が国は一億五千万ドルから二億ドルを目途とする参加国中에서도より最大の支援額を表したところでございます。今後とも議長国としてこの会議のメンバーに呼びかけまして、我が国はもとよりであります。カンボジアの復旧復興への自助努力を積極的に支援してまいりたいと思っております。

それから、もう一つお話のありましたUNTACを通じる財政支援でございますけれども、この点も、国連、関係国の間で現在協議が行われております。我が国としても当然自分の負担をしなければならぬ、対応を検討しております。

それから、来るべきサミットのことでございますが、我が国がサミットの議長国でございますので、主要な課題の一つは、インフレを避けながら世界経済の安定、活力をどうやって回復するかということでございます。ウルグアイ・ラウンドも議論されると思っておりますが、会議の成果を生みますように議長として努力をいたします。

御承知のように、我が国としまして昨年の総合経済対策に続きまして平成五年度予算、さらに先般史上最大の総合的な経済対策を講じました。こうした経済運営によりまして、公共投資が大きくなっていることは当然でございますが、住宅投資等がかなり好調でございますので、これから内需を中心に徐々に回復過程に入ると考えております。したがって、その結果輸入の伸びが輸出の伸びを上回るということを期待しております。

短期的には為替のJカーブが働くことがございまいしょうとも、我が国の内需が拡大されますならば経常収支黒字は方向としては縮小に転ずるものと、しばらくのJカーブは別でございますが、中長期的には縮小に転ずると考えております。

それから、ウルグアイ・ラウンドとの関係では、市場アクセスの問題の改善が必要でございます。全体といたしまして我が国の構造調整努力をいたしまして輸入を拡大すること、そうして輸出をできるだけ内需に回すというふうな対外経済関係に努めてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、昨日ですか昨日ですか、アメリカの国連大使が我が国の安保理の常任理事国になることを支持する旨の発言を行ったことについてどう思うかというお尋ねでございます。

国連が初めてつくられましたから、国際情勢はまことに大きく変転をいたしました。加盟国の数も大変に多くなりまして、現在の状況に国連が適合しなければならぬということとは基本的に合致しないとありまして、国連の機構、機能等を大幅に検討することが必要であると考えております。

安全保障理事会の改組問題は本来国連憲章の改正を必要とするかなり政治的で複雑微妙な問題でございます。我が国といたしまして求められればその責めを果たす用意のあることは申し上げるまでもございませぬけれども、そのようなかなり関係国等々微妙な問題がございまして、相当思ひ長い取り組みが必要であらうと思っております。いずれにいたしましても、どういう立場でありましても我が国憲法の枠内でできる限りの国際協力の実績

平成五年六月十一日 参議院会議録第二十四号

農務大臣の報告に関する件(平成三年度決算の概要について) 農務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度農業施策、林業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度沿岸漁業等の施策について)

八

を積み重ねてまいりたい。一層重い責任を果たしていくことが可能になると考えております。

それから、サミット減税というお話でございます。これはしばしば申し上げておりますように、所得税減税というのは遅かれ早かれ早晚取りかからなければならない課題であるというふうに考えておるわけでございますけれども、ただいま申しましたような現在の財政状況でございますので、今日の段階でサミットとの関連でそれを提案するということはちょっと難しいというふうに思っております。

政治改革につきましては、今国会での一括成立を目指しまして関連四法案を自民党としては提案いたしておりますし、各党とも案を御提案でありまして、速やかに成果が得られるように念願をいたしております。私としても最大限の努力を払ってまいります。

残りのお尋ねにつきましては関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣(林義郎)君登壇、拍手〕

○国務大臣(林義郎) 山下議員の御質問にお答え申し上げます。

四年度の歳入欠陥の問題でございます。総理から既に詳しく御答弁いただきましたから重複するところは避けまして私からあえて申し上げますが、歳入見積もりにつきましては、やはり利用可能な限度の中で適切と考えられるような見積もりを行うべく最大の努力を傾けているところでありますけれども、経済が大変大きく変動する場合には予測しがたい要因が生ずることも避けがたい。どうしても限界がありますが、いずれにいたしましても、四年度税収につきましては三月期決算法

人に係る法人税収が納付される五月分の税収が残されておまして、今後の税収動向をさらに注視していかなければならないものだろうと思っておりますところでございます。

三月時点において間違っておったんじゃないか、こういうことでございますが、三月時点におきましては一月末の税収までしか出ておりません。そういったことで税収実績は補正予算で見たととの基調から大きな変化はなかったわけでございます。三月の段階で税収不足が予想されたというのに第二次補正を組まなかったのは決算調整資金の安易な使用であるという御指摘がございましたけれども、私の方は、三月には三月のような状況でございます。そういった御指摘は当たらないものだというふうに考えているところでございます。(拍手)

〔国務大臣(田名部臣)君登壇、拍手〕

○国務大臣(田名部臣) 山下議員のお尋ねにお答え申し上げます。

まず、平成三年度決算検査報告で指摘を受けた新農業構造改善事業等及び水田農業確立特別交付金については、御指摘の趣旨を踏まえまして、新農業構造改善事業等については、都道府県に対し事業計画の策定について指導を強化するなどの施設の適切な設置及び運営が図られるよう所要の措置を講ずる考えであります。また、水田農業確立特別交付金につきましては、当該交付金の使用について適切な指導を行うなど所要の措置を講じ事業効果を十分確保するよう努めてまいっている考えであります。

補助金全般の見直しに関するお尋ねであります

が、農業補助金については、生産性の向上や農村の活性化を推進する上で重要な役割を果たしてきております。このため、できる限り地元の自主性を尊重するという観点に立つて補助金の統合あるいはメニュー化、補助条件の改定などの見直しを進めてきておるわけであります。また実施に当たっても地域の実情に即した効率的な実施が行われるようきめ細かな指導を行っているところであります。(拍手)

〔国務大臣(丹羽雄哉)君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽雄哉) 私に対しましては国民年金の未加入者や保険料滞納者についてのお尋ねでございますけれども、これは御案内のように、人口の流動が激しいこと、年金に対してどちらかというと関心を持ちにくい若年層が多いことなどによるものでございまして、主に大都市において未加入者や滞納者が生じております。これまでも個別勧奨や制度の周知徹底などに努めてきておりますが、大変重大な問題と考えており、より効果的な方策を今後検討してまいりたいと考えております。

また、年金制度については高齢化社会において老後生活の基本的部分を支えるという重要な役割を果たしていくことになり、平成六年度の制度改正に向けて水準の見直しや制度の長期的安定のために幅広く検討を行っていく決意でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛) 日程第二 国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度農業施策、林業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度沿岸漁業等の施策について) 農林水産大臣から発言を求められております。発言を許します。田名部農林水産大臣。

〔国務大臣(田名部臣)君登壇、拍手〕

○国務大臣(田名部臣) 農業、林業及び漁業の各平成四年度年次報告並びに平成五年度年次報告について申し上げます。概要を御説明申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。我が国の農業、農村の現状を見ると、農業生産の停滞、農業労働力の減少と高齢化などの問題に直面している一方、消費者などの多様なニーズに対応した農業の展開や地域社会の活性化を目指した取り組みが見られます。

このようなかで、今回の報告におきましては、昨年六月、農林水産省において取りまとめた「新しい食料・農業・農村政策の方向」の推進を念頭に置き、特に地域に重点を置いて検討したところであり、地域別の農業生産や農業構造の変化を明らかにするとともに、今後、各地域の諸条件を生かし、関係機関が一体となって取り組むことが重要であるとしております。

また、大規模経営や法人化の現状、省力化の動向などとともに、中山間地域の現状や活性化に向けた取り組みについて述べております。

今後の農政の重要課題としては、効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現、

地域の諸条件を生かした農業生産の活性化、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉への適切な対応、農村地域の活性化などを訴えております。

以上の観点に立ち、平成五年度には、経営体の育成と農地の効率的利用の推進、中山間地域等の活性化、革新的な技術の開発普及による農業生産の効率化など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

第二に、林業について申し上げます。

近年、地球環境問題や緑と水に対する内外の関心が高まっている一方、森林を守り支える山村と林業は厳しい状況にあります。

このような中で、今回の報告におきましては、地球環境を守る森林・林業のあり方に重点を置き、森林・林業に対する国民全体の一層の支援を求めています。今後の林政の重要課題としては、山村の振興、林業の産業としての発展の確保、林業の環境創造への貢献の助長、国産材時代を展望した木材の生産・加工・流通体制の整備、国有林野事業の経営改善、海外における森林・林業協力の積極的な展開などを訴えております。

以上の観点に立ち、平成五年度には、多様で質の高い森林の整備、山村の活性化、担い手の育成確保、国産材の低コストで安定した供給体制の整備など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

第三に、漁業について申し上げます。

我が国漁業は、国民の必要とする動物性たんぱく質の約四割を供給しておりますが、近年、その生産量は減少傾向にあります。

このような中で、漁業白書作成三十周年に当たる今回の報告におきましては、この三十年間の我が

国漁業とこれを取り巻く環境の変化を概括的に分析し、現在我が国漁業が抱えている諸問題を明らかにするとともに、今後の基本的課題として、我が国周辺海域の漁業資源の回復、公海における国際的な漁業管理体制の確立、水産物の安定供給、漁業経営の安定と漁村地域の活性化などを訴えております。

以上の観点に立ち、平成五年度には、我が国周辺海域の漁業振興、漁業生産基盤の整備と漁村地域の活性化、水産物経営対策の充実など各般の施策を総合的に推進していく所存であります。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告並びに講じようとする施策の概要の説明を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告に対し、質問の通告がございます。発言を許します。菅野久光君。

【菅野久光君登壇、拍手】
○菅野久光君 私、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま議題となりました農林漁業の三白書に関連して、総理並びに関係大臣に対し質問いたします。

言うまでもなく、これら三白書はいずれも農業基本法、林業基本法及び沿岸漁業等振興法に基づく国会に対する年次報告であり、その提出が義務づけられているものであります。

近年、我が国農業、林業及び漁業を取り巻く内外の諸情勢は、国内的には、担い手、後継者の不足、生産物価格の低迷、国際的には、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおける市場開放圧力の高まり、水産における操業規制の強化等ますます厳し

さの度合いを増し、さらに急速な高齢化、過疎化の進行の中で農山村自体が崩壊しかねない危機に陥っております。また、昨年六月発表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」すなわち新政策が言うように、世界的な食糧不足の中で海外から金に飽かせてみずからの食糧を買いあさることはいつまでも許されることではありません。

国民食糧の安定供給等我が国農林漁業が国民生活に果たすべき重要な使命と、これらが果たす国土・自然環境保全の公益的機能の発揮という観点からも農林漁業問題は現下における最大の政策課題であると思いますが、まず総理の御認識を伺います。

次に、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉について伺います。

交渉開始が宣言されて既に七年目を迎えておりますが、農業分野においては依然意見が対立しております。さきのOECD閣僚理事会ではガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の早期妥結に努力することと一致いたしました。七月に開催される東京サミットでは、本年末の交渉合意に向け、交渉進展のためにサミット議長国である我が国が率先して農業分野において譲歩することが不可欠として参加各国からの譲歩を求める声が高まることを大いに危惧いたしております。

言うまでもなく、過去三度にわたり衆参両院において、我が国における基幹作物である米の市場開放阻止の国会決議が行われております。国内産の米の完全自給方針の堅持のもと、米の市場開放は断固拒否すべきであります。また、米の市場開放につながる例外なき関税化は絶対認められせん。

さらに、先進国中例のない食糧自給率の低下からも明白であります。我が国は既に世界最大の農産物純輸入国であり、また、工業における対米貿易黒字のツケを農業の犠牲において支払うことは全く不合理であります。仮に米などの市場開放を行っても大幅な黒字削減が期待できないのは歴明な総理には自明の理でありましょう。

そこで、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉に当たり、我が国の基本方針を再度確認するとともに、米などの市場開放を絶対に行わないことを総理みずからこの場で確約していただきたいと思ひます。

次に、構造政策について伺います。

一九六一年に施行された農業基本法は、農業と他産業との生産性、所得、生活水準の不均衡を是正し農業の近代化と合理化を推進することを目的としておりましたが、農林業の持つ社会的、公益的機能を無視した効率主義路線が今日の農業、農村の衰退、荒廃をもたらしたことを見るならば、基本法農政が破綻したことは明白であります。

このような反省を抜きにして、新政策では、今後十年間に過去十年間の農地流動化実績七十一万ヘクタールの二ないし三倍に当たる百四十万ヘクタールから二百十万ヘクタールの農地を望ましい経営体へと集積することが必要としておりますが、これまでと同じような効率性のみを重視したこの目標は実現可能なものでしょうか。もし可能であるとすれば、どのような方策を考えておられるのか農林水産大臣にお伺いいたします。

次に、中山間地域対策について伺います。

地域は農家戸数、農家人口、耕地面積及び農業粗生産額のいずれにおいても約四割を占め、まさに中山間地域における農業そのものが我が国農業の帰趨を決すると言つても過言ではありません。しかし、耕作放棄率が高く、高齢化、過疎化の進行が急速な中山間地域ではもはや地域社会そのものが崩壊の危機にさらされております。そのため、真に中山間地域の振興、活性化を図るための法律が望まれていたのですが、さきの政府提出の中山間地立法には直接所得補償は何ら盛り込まれず、これでは中山間地域の振興、活性化を図ることができるとは危惧せざるを得ないのであります。

ECは我が国よりはるかに農地条件に恵まれておりますが、約五〇%の農地を対象とする条件不利地域対策を既に講じており、また、昨年十一月ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉におけるアメリカとの合意において、共通農業政策改革により採用した直接所得補償を農業保護削減の対象外とすることを認めておりました。

中山間地域が廃れても霞が関農政だけは残るといふことは断じて許されません。中山間地域における高齢化、過疎化や資源崩壊をどのように食い止め定住人口を維持していくのか、財政金融措置のあり方を含め中山間地域農業振興に対する真摯な取り組みを求めるものであります。農林水産大臣、大蔵大臣及び自治大臣の見解を伺います。

次に、年々深刻の度合いを増しております我が国食糧自給率の問題であります。

現在我が国は世界最大の食糧輸入国であり、先進国中最低の食糧自給率であることは御承知のとおりであります。今後、世界人口の爆発的な増

加、また世界的な異常気象、地域紛争の続発など食糧をめぐる環境はますます厳しくなってくることは明白であります。食糧確保が困難となった場合は国民の生存権を脅かす深刻な事態となります。したがって、食糧安保と言われるように、食糧の自給率向上は絶対に不可欠であります。総理及び農林水産大臣はどのように対応しようとされるのか伺います。

次に、林業について伺います。

平成四年度林業の動向に関する年次報告によりますと、林業就業人数は生産活動の停滞を反映して減少傾向で推移しており、平成二年には五年前の昭和六十年を三万人下回る十一万人となり、その年齢構成も五十歳以上の就業者の割合が六八%に達し、全産業就業人数高齢化指数の二倍以上に達しています。このような林業就業人数の減少と高齢化の進行は、今後における森林の適正な管理や国産材の安定供給を図っていく上で深刻な影響を及ぼすものと危惧されているのであります。

このままでは、保育が不十分な人工林が増加することによって、水資源を涵養したり土砂の流出を防備するといった国土保全や環境保全機能は低下せざるを得ません。そして、忘れてならないのは、労働力の減少は現在の木材自給率二五%という低さに直結しているということであり、このような理由から、大量の木材供給を海外に依存することには問題があります。

森林の適切な利用と管理を継続するために、それを実行する担い手を早急に確保することは重要な課題と言えます。現在これについて、月給制の導入や福利厚生や余暇の保障、高性能林業機械の導入による作業の安全、快適化など林業労働力を

確保するための諸対策が講じられておりますが、こうした現場の努力とともに、公的な助成などの対策を一層進めていく必要があると考えます。

今期国会で成立いたしました労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律におきまして林業を労働時間法制度の適用対象とする措置が講じられたところでありますが、林業労働者の雇用の安定と雇用の改善、福祉の増進等の広範にわたる課題への対応が急務となっております。そこで、林業労働者の雇用の安定等の観点から、公的な助成などを含めた森林管理・施業の担い手のための政府が講ずべき施策について、農林水産大臣、大蔵大臣及び自治大臣の積極的な答弁を伺いいたします。

次に、水産業の振興策について伺いいたします。

本年四月に提出された平成四年度漁業白書は、昭和三十八年に最初の漁業白書が提出されて以来ちょうど三十年目に当たります。このこともあり、平成四年度漁業白書は、我が国漁業三十年の変遷を分析するとともに、我が国の漁業生産量が二十年ぶりに一千万トンを超えたことなどを指摘しています。その上で、我が国周辺水域での水産資源の持続的な利用の必要性、海洋環境にも配慮した公海漁業管理体制の確立などを強調しております。

我が国水産業は、たんぱく質、カルシウムなどの栄養素を豊富に含む魚介類等を安定的に供給しているのみならず、漁村地域における経済や生活の活性化にも極めて重要な役割を果たしております。しかし、水産業を取り巻く状況は国の内外でますます厳しくなっております。我が国漁船は以

前から諸外国の二百海里水域から締め出されつつありますが、最近では自由に漁業を行える漁場であると考えられてきた公海においても、母国主義による沿岸漁業の管理、野生動物の保護等の観点から漁業規制が広い範囲で強化されつつあります。このため、我が国周辺水域を主な漁場とする沿岸漁業等を振興することが緊急の課題となっております。しかし、沿岸漁業等においても、周辺水域の資源状況が悪化し、また沿岸漁業者等が減少、高齢化するなど難問が山積しております。

このような状況の中で、水産関係者は水産業の将来に大きな不安を抱いております。農業についてのいわゆる新政策と同様に、水産業及び漁村地域についても新政策を取りまとめ今後の政策の方向を明確にすべきであると指摘したいと存じます。そこで、今後は水産業をどのように振興する方針であるのか、農林水産大臣の見解をお伺いいたします。

次に、二百海里水域制度の全面適用についてであります。

韓国、中国の両国漁船と我が国漁業者の間では漁具被害等のトラブルが多発しております。このことへの対応策として、当面は両国漁船による悪質な操業の防止、取り締まりが重要であります。が、なかなか実効が上がり漁民のいら立ちも募るばかりであります。早急に二百海里水域制度の全面適用をすべきであるとの声が日増しに高まっております。そこで、二百海里水域制度の全面適用について総理及び農林水産大臣の見解をお伺いいたします。

また、二百海里水域制度の移行措置として当面五十海里程度の資源管理水域を設定してほしいと

いう漁民の強い要望がありますが、農林水産大臣、いかがでしょうか。

次に、捕鯨問題について伺いました。

先月京都で開催されましたIWC年次総会では、我が国の捕鯨再開の前提となる改定管理方式の決議案と沿岸捕鯨についての提案はいずれも否決されました。一方、反捕鯨国の提出した南水洋の捕鯨禁止区域をうたったサンクチュアリ設置案は継続審議となり、今後予断を許さない状況にあります。現在のIWCは捕鯨と無関係の国も多数加盟しており、会議においても科学的議論は無視され感情による議論が優先しているようであり、IWCが今や反捕鯨委員会と化し本来の性格から大きくゆがめられている状況を見るならば、我が国もアイスランドやノルウェー同様、IWCからの脱退や独自捕鯨の開始も辞さない態度で対処すべきであります。

今後、捕鯨問題についてどのような姿勢で臨まれるのか農林水産大臣の御所見を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 個々の問題につきましましては関係大臣からお答え申し上げるといたしまして、まず、農林漁業問題に対する基本的な認識をどう考えるかということでございます。

農林水産業は、食糧の安定供給という大切な使命に加えまして、国土や自然環境の保全、余暇空間の提供といった非常に多面的な機能を持っております。殊に環境問題について国民的なあるいは世界的な関心が高くなつてまいりました現在、その振興は重要な政策課題であると認識をいたします。したがって、二十一世紀を視野に置いた

長期的展望に立つた力強い農業構造の実現、緑と水の源泉としての森づくり、豊かな海の恵みを生かした水産業の振興などに努めるとともに、農山村の活性化を図るため、そのような観点から各般の施策を実施してまいりたいと思ひます。

ウルグアイ・ラウンドのこの段階に当たりまして再度お尋ねがございました。

我が国は世界最大の農産物の純輸入国でございますので、そういう意味で世界の農業貿易にはその安定と発展に非常な貢献をいたしております。このような輸入国の立場から見ますと、いわゆるダンケル合意案といえますものの農業部分については、たびたび申し上げますように、輸出補助金に比べてまして国境措置の取り扱いがバランスを欠いておる、これは明らかなことだと思ひます。そこにいるいろいろな問題を含んでおるわけであり、このような我が国が有しております問題についてはこれからウルグアイ・ラウンド交渉の進展に当たりまして適切な配慮が払われるべきものであるということが我が国の変わらない立場であります。

ウルグアイ・ラウンド交渉は今、年末に向けて最終段階を迎えております現状で、各国とも農業問題に関してそれぞれ困難な問題を抱えておりますが、我が国としても、これまでの基本的方針のもとに、相互の協力によってラウンドの解決に向けて最大限努力していくことが必要と考えております。

それから食糧の自給率の問題でございますが、国民に食糧の安定供給を図るということは申すまでもなく国政の重要課題であります。このような観点から、生産性の一層の向上など品質、コスト

両方の面での改善を進めることによりまして可能な限り国内農業生産を維持拡大し、食糧自給率の低下傾向に歯止めをかけなければならない、そういうことが今の緊急の課題であるというふうに考えております。

二百海里水域制度の問題でございますが、この問題は非常に難しい面がありまして、全面適用につきましては日韓漁業協定及び日中漁業協定に基づく漁業関係の枠組みの見直しが必要であること、さらに韓国及び中国の周辺水域で現在展開されております我が国漁船の操業にそれがどのような影響を及ぼすかということも考えなければならぬという点がございまして、よく御存じのことではございますけれども、なかなかこの問題を早急に水域制度の全面適用というところを実現することは困難な状況にある、率直にそのように考えております。(拍手)

〔国務大臣田名部臣省君登壇、拍手〕

○国務大臣(田名部臣省君) 野野議員にお答え申し上げますが、最初に構造政策に関するところでございまして。

後継者のいない高齢農家などの保有する農地の増加という事情、そういうものを考慮しますと、今後十年間に過去十年間の農地流動化実績の二倍から三倍に相当する農地の流動化を推計いたしておるわけでありまして、このような農地流動化の可能性を現実のものとし、効率的、安定的経営体を育成するため、農地保有合理化促進事業など各般の施策を強化し、今後も一層の政策努力を行うことにいたしております。

中山間地域の農業振興に関するお尋ねでありまして、従来の各般の施策に加え、今国会において

成立いたしました特定農山村法によって農林業を中心とした活性化のための基盤整備を促進することといたしております。さらに税制措置、地方財政措置を含め、関係省庁と連携あるいは協力をして総合的な措置を講ずる考えであります。農林水産省といたしましては、平成五年度には、農業経営の改善、安定のための取り組みへの支援、そのための低利融資制度の創設、営農・技術・経営指導体制の整備、地域食品の高付加価値化、販路の開拓などの措置を講じてまいることとしております。

次に、食糧自給率に関するお尋ねであります。国内における食糧供給力の維持強化のため、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体の育成、農業の基盤整備の推進及び優良農地の確保、さらにバイオテクノロジーを中心とした先端技術の開発普及など各般にわたる具体的施策を展開してまいりております。

次に、森林管理・施策の担い手対策に関するお尋ねであります。林業の担い手を育成確保することは林政の重要課題であると認識しております。このため、林業事業体の体質強化、機械化の促進、労働環境の改善などの各般の対策を実施するとともに、関係省庁との連携のもとに就労条件の改善を進めていくこととしております。今後とも、予算、金融、法制度の措置を活用し、総合的な林業担い手の育成確保対策に取り組んでまいりて考えております。

次に、水産業の振興についてお答え申し上げます。水産行政の目指すべき方向としては、基本的には世界有数の生産力を誇る我が国の周辺水域の高度の利用を図っていくことが肝要だと考えて

平成五年六月十一日 参議院會議録第二十四号

國務大臣の報告に關する件(農業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度農業政策、林業基本法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度林業政策並びに沿岸漁業等振興法に基づく平成四年度年次報告及び平成五年度沿岸漁業等の施策について) 精神保健法等の一部を改正する法律案

一一

おります。このため、資源管理型漁業でありますとか、つくり育てる漁業を施策の柱に据えて、水産行政の中核をなす漁港の整備でありますとか沿岸漁場の整備開発、沿岸漁業構造改善について今後の事業展開の基本的な考え方及び方向を明らかにすべく、現在それぞれの長期計画を策定中であります。

次に、二百海里制度の全面適用であります。ただいま総理からお答えになったように、日韓、日中ともそれぞれ漁業協定を結んでおるわけでありまして、この見直しはなかなか進まない。相手のあることでありまして一方的にやるというわけにいかないということで、大変今日の困難な情勢にあるわけであります。また、資源管理水域の設定に關するお尋ねであります。漁業をめぐり諸情勢の変化に対応した新たな漁業関係の形成が必要との認識から、現在、日韓両国間では定期的な協議の場で、両国関心水域での水産資源の維持あるいは管理、増大の問題などについて協議を重ねておるところであります。今後とも、御指摘の趣旨も踏まえて、水産資源の問題につき幅広い協議を行っていく考えであります。

最後に、捕鯨問題に關するお尋ねであります。IWC京都総会を機に脱退を求める声があることは十分承知をいたしております。今後の対応については十分検討することといたしております。が、今お尋ねにありましたようにIWCは反捕鯨の色彩が強い總會であり、まことに遺憾に思っています。しかし、今回の總會においても我が国が行っている調査についての評価も非常に高かったと、こう思っております。今後一層科学的根拠に基づいた主張を粘り強く継続し諸外国の理解を得る

ことも必要であるというふうに考えております。

(拍手)

〔國務大臣林義郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(林義郎君) 菅野議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問は、中山間地域における問題、財政当局はどういうふうに考えているのかという御質問でございます。中山間地域等条件不利地域の活性化を図るためには、地域の創意と工夫のもとに、特色ある地域資源を生かしながら各般の施策を総合的に推進していくことが重要であることは申すまでもありません。財政当局といたしましても、農水省が昨年六月に策定しました新政策の趣旨を十分に踏まえて、今後とも中山間地域対策について適切に対処してまいりたいと考えております。

もう一つの問題は、林業労働者の雇用の安定等の観点から、森林管理・施業の担い手のために政府が講ずべき施策についてはどうか、こういうことでございますが、農林水産大臣から御答弁をしております。それからそのとおりでございますが、林業の担い手を確保していくためには、労働環境の改善、雇用の長期化、安定化、生産性と所得の向上、林業労働のイメージアップ、定住環境の整備等を進めることによりまして他産業並みの就労条件を整備していくことが重要であると認識をしております。

平成五年度の予算におきましては、これまでの施策に加えまして、流域を単位に林業事業体の体質強化、機械化の促進、林業労働力の確保を図るため、流域林業サービスマスターの設置、運営を行う林業担い手育成強化総合対策を実施すること

としております。二番目には林業改善資金助成法の改正による林業労働福祉施設資金というものを創設いたします等いろいろなことをやっております。こういった各般の施策を総合的に推進していきまして林業労働者の雇用の確保に努めてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 菅野議員の御質問にお答えいたします。

まず、中山間地域振興策についてであります。中山間地域は地理的な条件が悪く、人口の減少、過疎や高齢化の進展等により地域活力の低下が懸念をされておる、こうした地域の活性化を図ることは地方行政運営上からも極めて重要な課題であり、同地域の振興を図るためには、農林業を初めとする産業の振興、就業・所得機会の創出、生活環境の整備等、幅広い観点からの各般にわたる施策の推進が必要であると認識しております。

このため、自治省としては、従来から過疎対策事業債の確保等諸般の施策の充実に努め、平成五年度地方財政計画においても地方財政措置を充実した積極的な森林・山村対策を創設したところであります。また、特定農山村地域法におきましても、農林業等の活性化に資する施設の整備についても、地方税の不均一課税に伴う減収補てん措置及び地方債の特例等についての規定を設けたところでございます。今後とも関係省庁と連携を図りつつ諸施策を効果的に組み合わせて、これら地域の活性化のため積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、林業の担い手問題についてお答えいたします。

山村地域の振興を図り森林の持つ公益的機能を維持増進していく上で森林整備の担い手の確保は重要な課題であることから、自治省としては平成五年度から、担い手対策基金の設置など森林・山村対策として千八百億円の支援措置を講じたところでございます。今後とも中長期的視点に立つて森林整備の担い手対策等について引き続き検討を進め、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔細谷昭雄君登壇、拍手〕

○細谷昭雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年の精神衛生法の改正後五年間における状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を

実施するため、精神保健法その他の関係法律を見直し、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項について規定するとともに、仮入院の限度期間の短縮、大都市特例の創設、精神障害者に係る資格制限の見直し等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、法律施行後五年を目途とする検討について修正が行われております。

委員会におきましては、精神障害者の人権に配慮した医療の確保、社会復帰施設等の早急な整備、精神科ソーシャルワーカー等の国家資格制度の創設等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにすること等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、有機農産物等の特別表示ガイドラインと特定JAS規格の関連性、特定JAS規格の内容、農産物の検査体制のあり方、有機農産物の動向と推進策、輸入農産物の安全性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終了の後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して稲村委員より本法律案に対し賛成である旨の発言がありました。

討論終了の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し九項目にわたる附帯決議

を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長田辺哲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田辺哲夫君登壇、拍手〕

○田辺哲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、短時間労働者、すなわち世上言うところのパートタイム労働者の我が国経済社会における役割の重要性にかんがみ、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生充実その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、その有する能力を有効に発揮することとができるようにし、もって短時間労働者の福祉の増進を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進等に関する施策の基本となるべき短時間労働者対策基本方針を策定すること、第二に、労働大臣は、事業主がその雇用する短時間労働者について講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し必要な指針を策定するとともに、事業主に対し報告を求め、または助言、指導、勧告をすることができること、第三に、事業主等に対する給付金の支給、短時間労働者及び事業主等に対する相談援助等を行う短時間労働援助センターを設置すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、短時間労働者には特に女性が多数を占める現況にかんがみ、男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえた本法律の適正な運用及び実効性の確保、短時間労働者の現状と今後のあり方、指針の内容、通常労働者との均衡の概念、短時間労働援助センターの役割、所定労働時間が通常の労働者とは同じ労働者の取り扱い、パートタイム労働に関するILO質問書への政府の対応、期間雇用問題、国、地方公共団体等における非常勤職員の実態等々について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党の吉川春子委員より修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党の吉川春子委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、続いて民主改革連合の笹野貞子理事より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わし、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
山下 栄一君 荒木 清寛君
鈴木 栄治君 島袋 宗康君
西川 潔君 風間 組君
横尾 和伸君 直嶋 正行君
下村 泰君 青島 幸男君
白浜 一良君 武田 節子君
浜四津敏子君 坪井 一字君
関根 則之君 木庭健太郎君

常松 克安君	片上 公人君
猪熊 重三君	長谷川 清君
大島 慶久君	星野 明市君
中川 嘉美君	刈田 貞子君
牛嶋 正君	統 訓弘君
足立 良平君	寺崎 昭久君
柳川 覺治君	吉川 博君
及川 順郎君	矢原 秀男君
中西 珠子君	広中和歌子君
勝木 健司君	山岡 賢次君
竹山 裕君	鶴岡 洋君
大久保直彦君	和田 教美君
高桑 栄松君	黒柳 明君
井上 計君	吉田 之久君
山田 勇君	世耕 政隆君
野末 陳平君	寺澤 芳男君
小池百合子君	志村 哲良君
尾辻 秀久君	合馬 敬君
細川 護熙君	武田邦太郎君
吉村剛太郎君	矢野 哲朗君
前島英三郎君	狩野 安君
泉 信也君	上野 公成君
岡 利定君	加藤 紀文君
河本 英典君	野村 五男君
田村 秀昭君	木暮 山人君
鎌田 要人君	石渡 清元君
石川 弘君	香掛 哲男君
中曾根弘文君	石井 道子君
吉川 芳男君	守住 有信君
青木 幹雄君	小野 清子君
浦田 勝君	木宮 和彦君
石井 一二君	岡野 裕君

大浜 方栄君	椎名 素夫君
松浦 功君	松尾 官平君
大木 浩君	宮澤 弘君
前田 勲男君	井上 吉夫君
遠藤 要君	林田悠紀夫君
沢田 一精君	佐々木 満君
伊江 朝雄君	井上 裕君
岩崎 純三君	大河原太一郎君
山本 富雄君	鹿熊 安正君
片山虎之助君	須藤良太郎君
平野 貞夫君	南野知恵子君
松谷蒼一郎君	服部三男雄君
野間 昶君	橋崎 泰昌君
北澤 俊美君	釘宮 磐君
河本 三郎君	佐藤 静雄君
佐藤 泰三君	清水 達雄君
西田 吉宏君	真島 一男君
井上 章平君	陣内 孝雄君
二木 秀夫君	松浦 孝治君
野沢 太三君	永野 茂門君
永田 良雄君	藤田 雄山君
成瀬 守重君	大塚清次郎君
斎藤 文夫君	下稻葉耕吉君
鈴木 貞敏君	田辺 哲夫君
藤井 孝男君	倉田 寛之君
上杉 光弘君	久世 公亮君
田沢 智治君	岡部 三郎君
板垣 正君	斎藤 十朗君
平井 卓志君	鈴木 省吾君
坂野 重信君	森山 眞弓君
北 修二君	井上 孝君
村上 正邦君	紀平 梯子君

小林 正君	新岡 正次君
中尾 則幸君	栗原 君子君
石原健太郎君	大脇 雅子君
藤科 満治君	上山 和人君
谷畑 孝君	山田 健一君
種田 誠君	岩本 久人君
肥田美代子君	角田 義一君
日下部禮代子君	吉田 達男君
櫻井 規順君	西岡瑠璃子君
三上 隆雄君	堂本 曉子君
森 暢子君	三石 久江君
野別 隆俊君	庄司 中君
菅野 壽君	大淵 絹子君
竹村 泰子君	千葉 景子君
一井 淳治君	梶原 敬義君
稻村 稔夫君	久保田真由君
志苦 裕君	小川 仁一君
上野 雄文君	本岡 昭次君
鈴木 和美君	浜本 万三君
矢田部 理君	大森 昭君
菅野 久光君	淵上 真雄君
篠崎 年子君	青木 新次君
田 英夫君	峰崎 直樹君
今井 澄君	川橋 幸子君
萩野 浩基君	西山登紀子君
三重野栄子君	喜岡 淳君
西野 康雄君	高崎 裕子君
井上 哲夫君	北村 哲男君
堀 利和君	乾 晴美君
前畑 幸子君	國弘 正雄君
林 紀子君	会田 長栄君
谷本 嶺君	

[illegible]

農業機械化促進法の一部を改正する法律案
農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律案

特定農山村地域における農林業等の活性化のた
めの基盤整備の促進に関する法律案

電波法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の内閣提出案は憲法第六十
第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決と
なった旨の通知書を受領した。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に
任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づ
き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の宇賀道郎の後任)

植松 敏

(近く辞任予定の佐藤謙一の後任)

佐藤 勲平

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に
任命したので、地価公示法第十五条第一項の規
定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領
した。

記

(七月四日任期満了による再任)

新井 清光

(同) 枝村 利一

(同) 川井 健

(同) 高橋 敏

(同日任期満了の久保田誠三の後任)

中嶋 計廣

(同日任期満了の小林忠雄の後任)

中村 清

(同日任期満了による再任)

横須賀 博

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委
員長に任命したので、犯罪者予防更生法第五条
第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要
求書を受領した。

記

(六月二十六日任期満了による再任)

石原 一彦

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議
会委員に任命したので、社会保険医療協議会法
第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める
旨の要求書を受領した。

記

(六月八日任期満了による再任)

金森 久雄

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

農業機械化促進法の一部を改正する法律

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律

特定農山村地域における農林業等の活性化のた
めの基盤整備の促進に関する法律

電波法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第
二項の規定により衆議院の議決が国会の議決と
なったから内閣に送付した旨の通知書を受領し
た。

平成五年度一般会計補正予算(第1号)

平成五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定
に基づく平成四年度首都圏整備に関する年次報告
を受領した。

一昨九日議長は、皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀
に当たり、皇居において、天皇皇后両陛下並びに
皇太子同妃両殿下にお目にかかり、御祝詞を申し
上げた。

同日議長は、皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀に当
たり、皇居において、天皇陛下並びに皇太子殿下
にお目にかかり、賀詞を奉呈した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

井上 孝君

加藤 紀文君

地方行政委員

辞任

関根 則之君

法務委員

辞任

田 英夫君

外務委員

辞任

久保田真田君

竹村 泰子君

森 暢子君

井上 計君

補欠

関根 則之君

村上 正邦君

補欠

井上 孝君

補欠

竹村 泰子君

補欠

肥田美代子君

田 英夫君

松前 達郎君

猪木 寛至君

大蔵委員

辞任

糸久八重子君

淵上 貞雄君

文教委員

辞任

肥田美代子君

松前 達郎君

風間 昶君

厚生委員

辞任

石井 道子君

南野知恵子君

本岡 昭次君

常松 克安君

農林水産委員

辞任

西岡瑠璃子君

山下 栄一君

商工委員

辞任

猪木 寛至君

運輸委員

辞任

志吉 裕君

三上 隆雄君

通信委員

辞任

村上 正邦君

横尾 和伸君

補欠

本岡 昭次君

志吉 裕君

補欠

久保田真田君

森 暢子君

山下 栄一君

補欠

森山 眞弓君

平井 卓志君

糸久八重子君

横尾 和伸君

補欠

三上 隆雄君

風間 昶君

補欠

井上 計君

補欠

淵上 貞雄君

西岡瑠璃子君

補欠

加藤 紀文君

常松 克安君

労働委員

辞任

平井 卓志君

森山 眞弓君

予算委員

辞任

榊崎 年子君

荒木 清寛君

決算委員

辞任

木庭健太郎君

荒木 清寛君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

野間 赴君

野村 五男君

農林水産委員会

理事 谷本 鶴君

同日議長は、次の議員提出案を労働委員会に付託した。

林業労働者の雇用の安定及び雇用管理の改善等に関する法律案(浜本万三君外四名発議)(参第四号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

行政情報公開に関する法律案(北村哲男君外七名発議)

国際開発協力基本法案(田英夫君外十名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

水産部門における試験研究機関の体制等に関する質問主意書(林紀子君提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。
精神保健法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第六一号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健法等の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)審査報告書

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第六一号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 細谷 昭雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 細谷 昭雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、近時の精神障害者等の社会復帰に関する状況等を勘案し、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター等に関する事項、仮入院に関する事項その他の事項に関して所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

厚生委員長 細谷 昭雄

附帯決議

政府は、精神障害者のノーマライゼーションを推進する見地から、次の事項につき、適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者の定義については、国際的な疾病分類に準拠したものであることを周知徹底するとともに引き続き検討を行うこと。

二 精神障害者を抱える保護者に対する支援体制を充実するとともに、今後とも公的後見人を含めて保護者制度の在り方について検討すること。

三 精神障害者の社会復帰を推進するため、社会復帰施設、地域生活援助事業、小規模作業所等に対する支援の充実を図るとともに、精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限の緩和について今後とも引き続き検討すること。

四 精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討するとともに、精神保健を担う職員の確保に努めること。

五 大都市特例については、円滑な実施を図るため必要な配慮を行うこと。

六 精神医療におけるインフォームド・コンセントの在り方について検討すること。

七 社会保険診療報酬の改定に当たっては、精神障害者の社会復帰を促進するという観点や精神病院等の経営実態等を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じ、その経営の安定等が図られるよう努めること。

右決議する。

同日委員長から次の報告書が提出された。

精神保健法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年六月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年六月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

精神保健法等の一部を改正する法律案

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三十条中「精神障害者(中毒性精神障害者を含む。精神薄弱者及び精神病質者)を」を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」に改める。

「第二章 施設」を「第二章 施設及び事業」に改める。

第九条第一項中「次項及び次条」を「以下この章及び第五章の二」に改める。

第十条の二を次のように改める。

(精神障害者地域生活援助事業)

第十条の二 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業(地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

(国又は都道府県の補助)

第十条の三 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

第十四条第三項中「及び精神障害者」を「精神障害者」に改め、「従事する者」の下に「及び精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者」を加える。

第二十条の前の見出しを「(保護者)」に改め、

同条第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「但し」を「ただし」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第二十一条中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第二十二条第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條

の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 保護者は、第四十一条の規定による義務(第二十九條の三又は第二十九條の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に對し、当該精神障害者の社会復帰の促進に關し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第三十二條第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三條及び第三十三條の四第一項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第三十四條中「三週間」を「一週間」に改める。

第三十八條中「精神病院」の下に「その他の精神障害者の医療を提供する施設」を加え、「入院中の者」を「当該施設において医療を受ける精神障害者」に、「保護義務者等」を「保護者等」に改める。

第三十八條の四中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第三十八條の七第二項中「第二十二條の三第三項」を「第二十二條の四第三項」に改める。

第三十九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第四十一条(見出しを含む。)中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第四十二條第一項中「精神障害者」の下に「又

は当該精神障害者と同居する保護者等」を加える。

第四十三條中「第二十七條又は」を「第二十七條若しくは」に、「第二十九條の三又は」を「第二十九條の三若しくは」に改め、「認めるもの」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加え、「その者」を「これらの者」に改める。

第四十四條から第四十八條までを次のように改める。

第四十四條から第四十八條まで 削除

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 精神障害者社会復帰促進センター

(指定等)

第五十一条の二 厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ

め、その旨を厚生大臣に届け出なければなら
ない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつ
たときは、当該届出に係る事項を公示しなけ
ればならない。

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務
を行うものとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進に資するた
めの啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 精神障害者の社会復帰の促進を図るため
の精神障害者の社会復帰の実例に即して、
訓練及び指導等に関する研究開発を行うこ
と。
- 三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の
社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
- 四 精神障害者の社会復帰の促進を図るた
め、第二号の規定による研究開発の成果又
は前号の規定による研究の成果を、定期的
に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 精神障害者の社会復帰の促進を図るた
めの事業の業務に関し、当該事業に従事す
る者及び当該事業に従事しようとする者に対
して研修を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者
の社会復帰を促進するために必要な業務を
行うこと。

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の
医療を提供する施設、設置者、精神障害者社
会復帰施設、設置者及び精神障害者地域生活
援助事業を行う者は、センターの求めに応

じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げ
る業務を行うために必要な限度において、セ
ンターに対し、精神障害者の社会復帰の促進
を図るための訓練及び指導に関する情報又は
資料その他の必要な情報又は資料で厚生省令
で定めるものを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第五十一条の五 センターは、第五十一条の三
第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及
び資料(以下この条及び第五十一条の七にお
いて「特定情報」という。)の管理並びに使用に
関する規程(以下この条及び第五十一条の七
において「特定情報管理規程」という。)を作成
し、厚生大臣の認可を受けなければならない
。これを変更しようとするときも、同様と
する。

2 厚生大臣は、前項の認可をした特定情報管
理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図
る上で不適当となつたと認めるときは、セン
ターに対し、当該特定情報管理規程を変更す
べきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚
生省令で定める。

(秘密保持義務)

第五十一条の六 センターの役員若しくは職員
又はこれらの職にあつた者は、第五十一条の
三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知
り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第五十一条の七 厚生大臣は、センターの役員
又は職員が第五十一条の五第一項の認可を受
けた特定情報管理規程によらないで特定情報

の管理若しくは使用を行ったとき、又は前条
の規定に違反したときは、センターに対し、
当該役員又は職員を解任すべきことを命ずる
ことができる。

(事業計画等)

第五十一条の八 センターは、毎事業年度の事
業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業
年度の開始前に厚生大臣に提出しなければならない。
これを変更しようとするときも、同
様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び
収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三
月以内に厚生大臣に提出しなければならない
。

(報告及び検査)

第五十一条の九 厚生大臣は、第五十一条の三
に規定する業務の適正な運営を確保するため
に必要な限度において、センターに対し、必
要と認める事項の報告を求め、又は当該職員
に、その事務所に立ち入り、業務の状況若し
くは帳簿書類その他の物件を検査させること
ができる。

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前
項の規定による立入検査について準用する。

この場合において、同条第五項中「前項」とあ
るのは「第五十一条の九第一項」と、「その者
の居住する場所」とあるのは「センターの事務
所」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当
該職員」と、同条第六項中「第四項」とあるの
は「第五十一条の九第一項」と読み替えるもの
とする。

(監督命令)

第五十一条の十 厚生大臣は、この章の規定を
施行するため必要な限度において、センター
に対し、第五十一条の三に規定する業務に関
し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条の十一 厚生大臣は、センターが次
の各号のいずれかに該当するときは、第五十
一条の二第一項の規定による指定を取り消す
ことができる。

一 第五十一条の三に規定する業務を適正か
つ確実に実施することができないと認めら
れるとき。

二 指定に関し不正な行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定による命令若
しくは処分違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り
消したときは、その旨を公示しなければならない。
。

第五章の三 雑則

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県
が処理することとされている事務又は都道府
県知事その他の都道府県の機関若しくは職員
の権限に属するものとされている事務で政令
で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一
項の指定都市(以下この条において「指定都
市」という。)においては、政令の定めるところ
により、指定都市が処理し、又は指定都市
の長その他の機関若しくは職員が行うものと
する。この場合においては、この法律の規定

中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県
の機関若しくは職員に関する規定は、指定
都市又は指定都市の長その他の機関若しくは
職員に関する規定として指定都市又は指定都
市の長その他の機関若しくは職員に適用があ
るものとする。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分
に係る審査請求についての都道府県知事の裁
決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査
請求をすることができる。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反
した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下
の罰金に処する。

第五十五条に次の一号を加える。

五 第五十一条の九第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同
項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避した者

第五十七条第一号中「第二十二條の三第三項
後段」を「第二十二條の四第三項後段」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四
十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の三中「事業」の下に「及
び同法にいう精神障害者地域生活援助事業」を
加える。

(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の
一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「設置」の下に「又は同法
第十条の二に規定する精神障害者地域生活援助

事業の実施」を加える。
(栄養士法の一部改正)

第四条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十
五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号
を削り、同条第二号中「伝染性」を「精神病又は
伝染性」に改め、同条を同条第一号とし、同条
中第三号を第二号とし、第四号を第三号とす
る。

(診療放射線技師法の一部改正)

第五条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第
二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又
は口がきけない者には、前条の規定による免
許(第二十条第二号を除き、以下「免許」とい
う。)を与えない。

第五条第一項第一号中「伝染性」を「精神障害
者又は伝染性」に改める。

第九条第一項中「第四号各号のいずれか」を
「第四号の規定」に改め、同条第三項中「行なわ
れる」を「行われる」に改め、同条第四項中「第一
項又は」を削る。

(あへん法の一部改正)
第六条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)
の一部を次のように改正する。

第十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第三
号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又
は」に改める。

第十四条第六号中「若しくは第二号」を「から
第三号まで」に改め、同条を同条第七号とし、

同条第一号から第五号までを一号ずつ繰り下
げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 精神病者

第十八条第一項中「乾、場」を「乾燥場」に、
「但し」を「ただし」に、「こえて」を「越えて」に改
め、同条第二項中「第十四条第三号から第五号
まで」を「第十四条第四号から第六号まで」に改
め、同条第三項中「添付」を「添付」に改める。

第四十二条の見出しを「(許可の取消し)」に改
め、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「第十
四条第二号若しくは第六号」を「第十四条第一
号、第三号若しくは第七号」に改める。

(調理師法の一部改正)

第七条 調理師法(昭和三十三年法律第四百十七
号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(絶対的欠格事由)」に改
め、同条中「前条」を「第三条」に改め、同条第一
号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又
は」に改め、同条第三号中「第六条第二項」を「第
六条第二項第二号に該当し同項」に改め、同条
の次に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)
第四条の二 精神病者に対しては、第三条の免
許を与えないことがある。

第六条の見出しを「(免許の取消し)」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、調理師が次の各号の一に
該当するときは、その免許を取り消すことが
できる。

一 精神病者
二 その責に帰すべき事由により、調理の業
務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を

発生させたとき。
(製菓衛生師法の一部改正)

第八条 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十
五号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(絶対的欠格事由)」に改
め、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若
しくは」を「又は」に改め、同条第二号中「第八
条第二項」を「第八条第二項第二号に該当し同項」
に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)

第六条の二 精神病者には、免許を与えないこ
とがある。

第八条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号の
一に該当するときは、その免許を取り消すこ
とができる。

一 精神病者
二 その責に帰すべき事由により、菓子製造
業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な
事故を発生させたとき。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律
の一部改正)

第九条 行政事務の簡素合理化及び整理に関する
法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を次
のように改正する。

附則第五条第六項後段を次のように改める。
この場合において、旧法第九条第一項中
「第四条(絶対的欠格事由)各号のいずれかに
該当するに至つたとき」とあるのは「目が見え
ない者、耳が聞こえない者又は口がきけない
者となつたとき」と、同条第二項中「第五条
(相対的欠格事由)各号のいずれかに」とある

のは「精神障害者又は行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第五條各号のいずれかに」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定(第五章 医療及び保護(第二十条―第五十一条)を「第五章の三 雑則(第五十一条の十二)」に改める部分に限る。及び第五章の次に二章を加える改正規定(第五章の三に係る部分に限る。並びに附則第五條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条の規定による改正後の精神保健法(以下この条及び次条において「新法」という。)の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に新法による改正後の精神保健法第十條の二第二項に規定する精神障害者地域生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第六十四條第一項の規定を適用する場合に

おいては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

第三條 第五條の規定による改正前の診療放射線技師法第九條第一項の規定により免許の取消処分を受けた者(第五條の規定による改正前の同法第四條第一号に該当するに至ったことにより免許の取消処分を受けた者に限る。)について、第五條の規定による改正後の同法(以下この条において「新法」という。)第九條第四項の規定を適用する場合においては、当該取消処分を受けた者を新法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第四條 第九條の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この条において「旧法」という。)第九條第一項の規定により免許の取消処分を受けた者(旧法第四條第一号に該当するに至ったことにより免許の取消処分を受けた者に限る。)について、第九條の規定による改正後の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第四項の規定を適用する場合においては、当該免許の取消処分を受けた者を第九條の規定による改正後の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を

有するものとされた旧法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第五條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 精神保健に関する事務
別表第四第二号(中)「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生保護法の一部改正)

第六條 厚生保護法(昭和二十三年法律第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「雇っている」を「かかっている」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四條第一項中「指定医師」を「指定医師に、左の」を「次の」に改め、同項第三号中「疾病」を「らい疾患」に、「雇っている」を「かかっている」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十二号中「取り消すこと」を「取り消し、並びに同法の規定に基づき精神障害者社会復帰促進センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと」に改める。

審査報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成五年六月十日

農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行わせる農林物資の対象範囲を拡大しようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

近年の食品の生産、流通及び消費をめぐる状況は大きく変化し、従来日本農林規格の対象になじみにくいとされてきた食品分野において様々な表示の食品が多く流通しており、この分野での規格・表示の適正化を図ることが最重要課題となっている。

よって政府は、今後とも日本農林規格制度及び品質表示基準制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たっては、次の事項の実現について、消費者の適切な選択に資するよう万遺憾なきを期すべきである。

一 有機農業の農政上の位置付け及び今後の展開方向を明確にするとともに、各地域における有機農業の振興を図るための方策を検討し充実させること。

また、中山間地域などにおいて有機農業への取り組みを助長するため、必要に応じ所要の措置を講ずること。

二 有機農業の普及に当たっては、熱意を持った人づくり、有機農業に適合した品種の開発、運搬及び保存の技術開発等に努めるとともに、有機農産物の表示を行う産地において自主的な管理体制の確立など、その条件整備について検討すること。

三 いわゆる特定JAS規格の制定に当たっては、利害関係者の意向が十分に反映されるよう農林物資規格調査会及びその専門委員会において十分な調査審議を行うとともに、必要に応じ公聴会を開催するなど慎重に検討を行うこと。

四 特定JAS規格に係る専門委員の選任に当たっては、生産者、消費者、流通業者等の意向が十分反映されるよう、その構成に配慮すること。

五 有機農産物等に関する特定JAS規格については、本年四月に施行された有機農産物等の特別表示ガイドラインの実施状況等を見極めた上、その検討に着手するとともに、有機農産物の生産者、消費者、流通業者等関係者の意向を十分踏まえたものとする。

六 特定JAS規格の認証については、消費者の信頼を得るため品目の特性に応じた適切なチェック体制を整備すること。

特に、生産行程管理者の認定を行うに当たっては、その業務の重要性にかんがみ、消費者の十分な理解が得られるよう配慮すること。

また、その際、当該農林物資の生産行程に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え置く等生産行程管理者の業務の実効性が確保されるよう生産行程管理者に対する適切な指導、助言等に努めること。

七 小分けを行う際には、適正な表示が行われるよう小分け業者に対する十分な指導に努めること。

八 本法の制度の円滑な運用を確保するため、食料品消費モニター制度の強化等消費者情報提供対策の充実を努めるとともに、農林水産消費技術センター等の検査体制の整備充実を図るとともに、国・都道府県・市町村などに置かれている消費者窓口の活用など適切な配慮を行うこと。

九 国民の信頼に応えるため、生産から消費に至る各段階での食品の安全性を確保し、今後とも安全な食品の供給に努めること。この場合、いやくも縦割り行政の弊に陥らぬよう関係省庁との密接な連携の下で、安全性確保のための体制整備を行うこと。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年六月三日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 原 文兵衛殿

(小字及び一は衆議院修正)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第二項中「基準をいい、日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格を「基準」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次の二項を加える。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

4 前項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資であつて、次に掲げるものについて制定することができる。

一 格付を行うには第十四条第二項第一号に掲げる検査と併せて同項第二号に掲げる検査を行うことが必要な農林物資

二 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)第六条第一項の規格が制定されている農林物資

三 その特性からみて第十四条第二項第一号に掲げる検査によつては格付を行うことが困難な農林物資

第四項第三項中「又は学識経験のある者」と又は農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現状及び将来の見通しを考慮するもの」を加え、「且つ」と「かつ」に、「當つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

第六条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第七條第二項中「規格は」の下に、「当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現状及び将来の見通しを考慮するもの」を加え、「且つ」と「かつ」に、「當つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

第八條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十二條ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資について同条第三項第二号に掲げる基準以外の品質についての基準によつて格付を行う場合

二 輸出検査法(昭和三十一年法律第九十七号)第二条又は第八条第一項の主務省令で定める基準によつて格付を行う場合

第十三条第五項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十四条の前の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条第一項中、「省令で定める格付けの方法に従い」を削り、「格付けを行なつた」を「格付を行つ

たに、「若しくは容器」を、「容器若しくは送り状」に、「格付けをした」を「格付けをした」に、「格付けの表示」を「格付けの表示」に、「附する」を「付する」に改め、「当該省令で定める格付けの方法に従い」を削り、同条第三項中「格付け」を「格付けに改め」、「農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。」を削り、「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「格付け」を「格付けに」、「省令」を「農林水産省令」に、「行なわれ」を「行われ」に、「行なう」を「行う」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「表示を附させる」を「表示（農産物検査法第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。）を付させる」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 農林水産省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格による同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資の格付けを円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その格付けに関する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該農林物資の生産業者その他の当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該農林物資の生産行程管理者に当該農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付けの表示を付させることができる。

第十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の格付けは、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に掲げる検査により行うものとする。

一 第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査

二 第二条第三項第二号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査

第十五条第一項中「前条第二項」を「前条第三項又は第四項」に、「格付け」を「格付けに」、「附する」を「付する」に改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「行なう」を「行う」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付けに」、「附された」を「付された」に、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第三項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付けに」、「附した」を「付した」に改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第四項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十五条の二第一項各号列記以外の部分中「第十四条第二項」を「第十四条第三項又は第四項」に、「格付け」を「格付けに」改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「その者を当該製造業者又は生産行程管理者に」、「同項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、同条第

三項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項又は第四項」に、「格付け」を「格付けに」改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「同項」を「同条第三項又は第四項」に改める。

第十六条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同条第二項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同項第一号及び第二号中「格付け」を「格付けに」、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「格付け」を「格付けに」改め、同条第四項中「記載して行なう」を「記載して行なう」に改め、同項第三号及び第四号中「格付けを行なう」を「格付けを行う」に改め、同条第六項中「格付け」を「格付けに」改める。

第十七条の見出し中「格付け」を「格付けに」改め、同条中「格付け」を「格付けに」、「行なう」を「行う」に、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改める。

第十七条の二第一項中「行なう格付け」を「行う格付けに」改め、同条第二項中「格付け」を「格付けに」改める。

第十七条の三の次に次の一条を加える。
（小分け業者に係る格付けの表示）

第十七条の四 農林水産省の機関、都道府県又は登録格付機関は、農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）から、農林水産省令で定めるところにより、格付けの表示の付してある第二条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。第十九条の三の二第一項において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はそ

の包装若しくは容器に格付けの表示を付したい旨の申請があつた場合において、特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、当該農林物資の小分け業者に小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付けの表示と同一の格付けの表示を付させることができる。

2 第十五条の二第一項及び第四項の規定は、前項の規定に基づき格付けの表示を付する小分け業者について準用する。

第十八条の見出し中「格付け」を「格付けに」改め、同条第一項本文中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付けに」改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付けの表示を付する場合

二 農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第一項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付けの表示を付する場合

三 農林物資の小分け業者が前条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を付する場合

四 外国製造業者（外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者を含む。以下同じ。）が第十九条の三第一項又は

第三項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

五 外国生産行程管理者（外国において本邦に輸出される農林物資の生産業者その他の当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）が第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

六 外国小分け業者（外国において本邦に輸出される農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）が第十九条の三の二第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

第十八条第二項中「格付け」を「格付」に、「行なつたを」と「行つたに」、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付」に、「附して」を「付して」に改める。

第十九条中「格付け」を「格付」に、「附して」を「付して」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十九条の二中「行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」を「行う格付、農林物資の製造業者若しくは生産行程管理者が第十四条第三項若しくは第四項」に、「基づき行なう格付け」を「基づき行う格付」に、「同項」を「又は生産行程管理者が同条第三項若しくは第四項」に改め、

「含む。」の下に「又は農林物資の小分け業者が第十七条の四第一項の規定に基づき行う格付の表示」を加え、「又は製造業者」を「製造業者若しくは生産行程管理者又は小分け業者」に、「又は格付け」を「又は格付」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十九条の三の前の見出しを「（外国製造業者等に係る格付の表示等）」に改め、同条第一項中「格付け」を「格付」に、「省令」を「農林水産省令」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「格付け」を「格付」に改め、「いう。」の下に「又は外国生産行程管理者で農林水産大臣の認定を受けたもの（以下「認定外国生産行程管理者」という。）を加え、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産省の機関又は登録格付機関は、第二十条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格による同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資の格付を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その格付に関する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該農林物資に係る外国生産行程管理者に行わせ、又はその行い判定の結果に基づいて当該外国生産行程管理者に当該農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付させること

ができる。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

第十九条の三の二 農林水産省の機関又は登録格付機関は、外国小分け業者から、農林水産省令で定めるところにより、格付の表示の付してある第二条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付したい旨の申請があつた場合において、特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受け、当該農林物資に係る外国小分け業者に小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付させることができる。

2 前条第四項の規定は、前項の承認に係る外国小分け業者について準用する。

第十九条の四を次のように改める。

第十九条の四 第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行う外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は前条第一項の規定に基づき格付の表示を付する外国小分け業者は、第十八条第一項第四号から第六号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十九条の五中「認定外国製造業者」を「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について」、「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に、「認定」を「認定について」に、「第十九条の三第一項の規定」を「第十九条の三第一項若しくは第二項の規定」に、「格付け」を「格付」に、「行う外国製造業者」を「行う外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付する外国小分け業者について、それぞれに」、「農林物資の製造業者」とあるのは「外国製造業者」を「農林物資の製造業者又は生産行程管理者」とあるのは「外国製造業者又は外国生産行程管理者」に、「行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」を「行う格付、農林物資の製造業者若しくは生産行程管理者が第十四条第三項若しくは第四項」に、「外国製造業者若しくは外国生産行程管理者が第十九条の三第一項」を「外国製造業者若しくは外国生産行程管理者が第十九条の三第二項」に、「外国製造業者又は外国生産行程管理者が同条第一項」を「外国製造業者又は外国生産行程管理者が同条第一項から第三項まで」と、「農林物資の小分け業者が第十七条の四第一項」とあるのは「外国小分け業者が第十九条の三の二第一項」に、「又は製造業者」とあるのは「外国製造業者」を「製造業者若しくは生産行程管理者又は小分け業者」とあるのは「外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は外国小分け業者」に改める。

第十九条の六の見出し中「外国製造業者」を「外国製造業者等」に改め、同条第一項中「第十九条の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、「格付け」を「格付」に改め、「いう。」の下に「又は外国生産行程管理者（以下この項において「承認外国生産行程管理者」という。）を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に改め、同条第一号中「承認外国

製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、「含む」の下に「第四項第一号において同じ。」を加え、同項第二号中「承認外国製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、同項第三号及び第四号中「承認外国製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同項第五号中「承認外国製造業者が第四項」を「承認外国製造業者又は承認外国生産行程管理者が第五項」に改め、同条第二項中、第十九条の三第二項を「第十九条の三第三項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同項第六号中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に改め、同項第七号中「認定外国製造業者が第四項」を「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者が第五項」に改め、同条第三項中第十九条の三第一項の下に「又は第二項」を加え、「格付け」を「格付」に改め、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「第一項又は第二項の規定」を「第一項、第二項又は第四項の規定」に、「第十五条の二第四項中」を「同条第四項中」に、「第十九条の六第一項又は第二項」を「第十九条の六第一項、第二項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項第五号」を「第二項第五号及び前項第四号」に改め、「外国製造業者」の下に「外国生産行程管理者又は外国小分け業者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付する外国小分け業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 外国小分け業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条又は第十九条の四の規定に違反したとき。

二 外国小分け業者が前条において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において外国小分け業者に對しその格付の表示に關し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に外国小分け業者の店舗、事務所又は倉庫その他の場所において格付の表示の状況又は本邦に輸出される農林物資、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 外国小分け業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

第十九条の七の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条本文中「格付け」を「格付」に、「又は容器」を「容器又は送り状」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該表示が第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができず、外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の認定に係る農林物資に付されたものである場合

二 当該表示が第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができず、外国生産行程管理者により同条第二項の承認又は同条第三項の認定に係る農林物資に付されたものである場合

三 当該表示が第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができず、外国小分け業者により同項の承認に係る農林物資に付されたものである場合

第十九条の七の次に次の一項を加える。

(格付の表示の除去等)

第十九条の七の二 農林物資の生産業者又は販売業者は、その所有する農林物資(第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資であつて農林水産省令で定めるものに限る。)であつて格付の表示の付してあるもの(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)に当該日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

第十九条の八第一項中「日本農林規格が制定されている農林物資(日本農林規格を制定すること

が必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定される)と見込まれるものを含む。」を「次に掲げる農林物資」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の各号を加える。

一 日本農林規格(第二条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資に係る同条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格を除く。以下この条において同じ。)が制定されている農林物資(日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。)

二 その特性からみて日本農林規格を制定することが困難な農林物資(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資を除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが著しく困難であるもの

第十九条の八第四項中「第七條第四項」を「第七條第二項の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項」に改める。

第二十條第一項中「格付け」を「格付」に改め、同条第二項中「第十四條第二項」を「第十四條第三項若しくは第四項」に、「格付け」を「格付」に改め、「付する製造業者」の下に「若しくは生産行程管理者、第十七條の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者」を加える。

第二十一條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同項第一号中「格付け」を「格付」に、「附された」を「付された」に改める。

平成五年六月十一日 参議院會議録第二十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

二六

第二十四条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、同条に次の一号を加える。

七 第十九条の七の二の規定に違反した者

第二十四条の二中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項又は第四項」に改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「附させた」を「付させた」に改め、同条第四号中「第十九条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の四第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで、小分け業者に格付の表示を付させたとき。

第二十四条の二に次の一号を加える。

六 第十九条の三の二第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで、外国小分け業者に格付の表示を付させたとき。

第二十四条の三中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十四条の四中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「格付け」を「格付」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第二十五条中「法人の代表者」を「法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

二 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農産物検査法の一部改正）

第三条 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「第二十条第二項の」を「第二十条第三項第一号に掲げる基準に係る」に改める。

審査報告書

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月十日

労働委員長 田辺 哲夫
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国経済社会における短時間労働者の重要性にかんがみ、その適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置等を講ずることにより、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者対策基本方針及び事業主が講ずべき雇用管理の改善等の措置に関する指針を策定し、労働大臣が助言、指導、勧告及び報告の徴収を行うことができるようにするほか、短時間労働者援助センターを指定する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、本年度は別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、短時間労働者等の職業生活環境の整備改善を進めることにより、適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善の実効性を高め、その職業生活が、快適で、充実したものとなるよう次の措置を講ずるべきである。

一、事業主、短時間労働者等に対する労働基準法等労働関係法令の一層の周知徹底を図ること。

また、本法及び関係法令の実効性及び違反、相談に対する処理の迅速性を確保するため、行政体制の充実を努めること。

二、本法に基づく指針の作成にあたっては、現行指針の内容を後退させないこと。特に、所定労働時間が通常の労働者とは同じ労働者の取扱、通常の労働者への応募機会の付与、労働時間などの規定について、現行指針を踏襲すること。

また、本法に基づく指針について、事業主、短時間労働者等への周知徹底を図ること。

三、常時五人以上の労働者を使用する事業場に対して、就業規則の作成を義務づけるよう検討すること。

四、現在、解雇予告の適用が除外されている有期の労働契約についても、原則として、解雇予告を必要とするよう検討すること。

五、中小企業退職金共済制度への短時間労働者の加入の促進を図るなど短時間労働者にも退職金支給制度が適用されるよう指導すること。

六、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の適用促進を図ること。

七、短時間労働者援助センターの事業に労働者の意見が反映されるようにするための方策について検討すること。

八、家庭責任と仕事の両立を可能とするよう、ILO第一六五号勧告の趣旨を踏まえ、労働時間短縮等を図るほか、職業生活環境の整備を進め、やむなく短時間労働者を選択するような状況の解消を図ること。

また、育児、介護等の必要から一時的に短時間労働者を希望する通常労働者に対し、短時間労働への転換・通常労働への復帰を可能とする制度の普及に努めること。

右決議する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年六月八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛

(小字及び一は衆議院修正)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 短時間労働者対策基本方針(第五条)

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置(第六—第八條)

六条—第八條

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置(第九—第十條)

九条—第十條

第四章 短時間労働者援助センター(第十一條—第十三條)

第十一條—第十三條

第五章 雑則(第十四條—第三十三條)

第十四條—第三十三條

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、短時間労働者が我が国の経済社会において果たす役割の重要性にかんが

み、短時間労働者について、その雇用管理の確保及び職業能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者にあつては、労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者)の一週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。

第三条 事業主は、その雇用する短時間労働者について、○適正な労働条件の確保及び教育訓練の実施、福利厚生等の充実その他の雇用管理の改善(以下「雇用管理の改善等」という。)を図るために必要な措置を講ずることにより、当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように努めるものとする。

2 事業主の団体は、その構成員である事業主の雇用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、短時間労働者の雇用管理の改善等について事業主その他の関係者の自主的な努力

を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な指導、援助等を行うとともに、短時間労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るために必要な広報その他の啓発活動を行うほか、その職業能力の開発及び向上等を図る等、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

第二章 短時間労働者対策基本方針

第五条 労働大臣は、短時間労働者の福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等の促進、職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき方針(以下この条において「短時間労働者対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 短時間労働者対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 短時間労働者の職業生活の動向に関する事項

二 短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、短時間労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

短時間労働者対策基本方針は、短時間労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して

定められなければならない。

4 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 労働大臣は、短時間労働者対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、短時間労働者対策基本方針の変更について準用する。

第三章 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

第一節 雇用管理の改善等に関する措置

(労働条件に関する文書の交付)

第六条 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働時間その他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を交付するように努めるものとする。

(就業規則の作成の手続)

第七条 事業主は、短時間労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、当該事業主において雇用する短時間労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めるものとする。

(指針)

第八条 労働大臣は、○前二条に定めるもののほか、講ずべき雇用管理の改善等のための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この節において「指針」という。)を定めるものとする。

2 前条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。

(指導及び助言)

第七條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対し、指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(短時間雇用管理者)

第八條 事業主は、常時労働省令で定める数以上の短時間労働者を雇用する事業所ごとに、労働省令で定めるところにより、指針に定める事項その他の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理させるため、短時間雇用管理者を選任するように努めるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び報告)

第九條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは報告をすることができる。

第二節 職業能力の開発及び向上等に関する措置

(職業訓練の実施等)

第十條 国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、短時間労働者、短時間労働者になろうとする者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うように努めるとともに、職業訓練の実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十一條 国は、短時間労働者になろうとする者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 短時間労働援助センター

(指定等)

第十二條 労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十三条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、短時間労働者の雇用管理の改善等その他その福祉の増進に資すると認められること。

労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下

「短時間労働援助センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

三 短時間労働援助センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

四 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十三條 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

一 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限られ、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(業務)

第十四條 短時間労働援助センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 短時間労働者の職業生活に関する調査研究を行うこと。

二 事業主その他の関係者に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する講習等を行うこと。

三 短時間労働者の職業生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに短時間労働者、事業主その他の関係者に対して提供すること。

四 次条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うための業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(短時間労働援助センターによる短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第十四條 労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条の労働福祉事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて、労働省令で定めるものを支給すること。

二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 短時間労働者に対して、その職業生活に関する事項について相談その他の援助を行うこと。

四 短時間雇用管理者その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者に対する研修を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進するために必要な

事業その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 短時間労働援助センターは、第一項に規定する業務(以下「短時間労働者福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。短時間労働援助センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により短時間労働援助センターに行わせる短時間労働者福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十五条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が短時間労働者福祉事業関係業務の適正かつ確実な

実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(短時間労働者福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第十六条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務のうち第十四条第一項第一号に係る業務(次条及び第二十三条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら第十四条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条又は雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

第十七条 短時間労働援助センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があるとき、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

第十八条 短時間労働援助センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 短時間労働援助センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第十九条 短時間労働援助センターは、短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合には、短時間労働者福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十条 国は、予算の範囲内において、短時間労働援助センターに対し、短時間労働者福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行う場合における短時間労働援助センターの財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員)の選任及び解任

任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 短時間労働援助センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十五条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十三条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、短時間労働援助センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第二十三条 給付金業務に従事する短時間労働援助センターの役員及び職員は、刑法(明治四十四年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十四条 労働大臣は、第十三条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、短時間労働援助センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十五^七条 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、短時間労働援助センターに対し、第十三^五条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十六^八条 労働大臣は、短時間労働援助センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三^一条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十三^五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十三^五条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 四 第十二^四条第一項の条件に違反したとき。
- 五 第十五^七条第一項の規定により認可を受けた

業務規程によらないで短時間労働者福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十三^五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による短時間労働者福祉事業関係業務の実施)

第二十七^九条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは短時間労働者福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は短時間労働援助センターが短時間労働者福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該短時間労働者福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により短時間労働者福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている短時間労働者福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該短時間労働者福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第三十^三条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

- 一 第二十二^四条第二項の規定による役員解任命令
- 二 第二十六^八条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(雇用管理の改善等の研究等)

第三十一^一条 労働大臣は、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするため、短時間労働者のその職域の拡大に応じた雇用管理の改善等に関する措置その他短時間労働者の雇用管理の改善等に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(適用除外)

第三十^二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法(昭和二十三年法律第六十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(罰則)

第三十一^三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七^九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四^六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十二^四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十三^五条 第十六^八条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした短時間労働援助センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の規定及び第三十一^三条から第三十三^五条までの規定並びに次条の規定

及び附則第三^四条の規定(労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)第四条第三号の改正規定及び同法第五条第四号の次に一号を加える改正規定に限る。)は、平成六年四月一日から施行する。

(抜粋)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三^三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十七の次に次の一号を加える。

二十の十八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第三^四条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本障害者雇用促進協会」の下に、「短時間労働援助センター」を加える。

第四条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 短時間労働者対策基本方針を定めることその他短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

第五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働援助センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

第五条第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、短時間労働者対策基本方針を定めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目三番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
送料別	三円を合